

会報かごしま

第 78 号
平成22年9月号



上甕町「長目の浜」

鹿児島県土地家屋調査士会



甌大名神橋より撮影



土地家屋調査士倫理綱領

1. 使命

不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。

2. 公正

品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。

3. 研鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

(職責)

法第2条 土地家屋調査士は、常に品位を保持し、業務に関する
法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を
行わなければならない。

(会則等の遵守義務)

会則第88条 会員は、本会の会則、規則、支部規則及び総会の決議
並びに連合会会則を守り、本会の秩序の維持に努めな
ければならない。

(研修の受講)

会則第86条 調査士会員は、本会及び支部並びに連合会及び連合会
会則第27条で定めるブロック協議会が実施する研修を
受け、その資質の向上に努めなければならない。

2 調査士会員は、業務を行う地域における土地の境界に関
する慣習及びその他の業務についての知識を深めるよ
う努めなければならない。

3 調査士法人は、社員である調査士が第1項の研修会に出
席できるよう配慮しなければならない。

目 次

会長あいさつ	会 長	馬場 幸二 . . . 1
鹿児島地方法務局長あいさつ	鹿児島地方法務局長	松田 昇 . . . 3
会員のひろば		
成分分析と測量	鹿児島支部	小山田誠一郎 . . . 5
手作り公園（せみの里）	川内支部	溝川 政法 . . . 6
新入会員紹介		
まだまだ未熟者ですので	出水支部	脇本 弘紀 . . . 8
最近感じたこと	鹿児島支部	森山 博文 . . . 8
ごあいさつ	鹿児島支部	西 拓也 . . . 9
10 年ひとむかし		
40 年の回顧（隼より始めよ）	鹿児島支部	今村 喜藏 . . . 11
雑 感	南薩支部	福元 悦人 . . . 12
開業 20 年『ちゃんと食えるから』	霧島支部	藤田 勝一 . . . 13
これからもよろしく	霧島支部	浜田 賢一 . . . 15
30 年を振り返って	霧島支部	重田 久 . . . 16
10 年目の夏の出来事	霧島支部	桐原 茂太 . . . 16
支部だより		
肝属川クリーン作戦	鹿屋支部長	前田 辰朗 . . . 18
大島支部だより	大島支部長	町田 重孝 . . . 18
鹿児島支部	鹿児島支部長	原田 昭文 . . . 19
会務報告		26
各部だより		27
調査士を取り巻く現実と公嘱協会の公益法人申請について	副会長	原田昭文 . . . 32
「境界問題相談センター かごしま」だより	センター長	谷口 正美 . . . 37
日米ADRシンポジウムに参加して	運営委員	鳥越 健 . . . 39
公嘱協会だより	理事長	大重 吉輝 . . . 42
政治連盟だより	会 長	川村 幸男 . . . 44
青調会だより	会 長	池田 拓志 . . . 48
お知らせコーナー		
土地家屋調査士制度 60 周年パンフレット		49
平成 22 年度 ADR 認定募集パンフレット		51

ごあいさつ

会 長 馬場 幸二



皆様には、いつも
会務運営につきま
して、ご理解とご協
力を賜り感謝申し
上げます。さて我が
会では、平成9年に
第4版調査・測量実

施要領Ⅰのみを会則 92 条の要領等に位置づけており、連合会より平成17年に発行された調査・測量実施要領はそのままの状態でした。ようやく本年の総会において、我が会での必要性、地域性等を見直し、位置づけることができました。さらに連合会総会では、倫理規定が連合会会則に位置づけられました事も、皆様にご報告致します。最近では、コンプライアンスやCSR（企業の社会的責任）などと言う横文字も飛び交っておりますが、この辺のことは私が話をしても、説得力が無いので止めておきます。

登記測量の分野では、以前は一筆地の境界のみを小範囲で測量していたため、先輩から教えられた測量機器はシフト式で良かったのですが、今は基本三角点等からの測量が原則となり、脱着式が欲しくなりました。作業は増え、誰が作ったのか知りませんが、面倒な調査報告書も書かなければなりません。報酬はあがらない状態であり、自由競争という名もとの恣意的報酬が、我々の生活を脅かしています。

しかし我々は、調査・測量実施要領を遵守し、倫理という力を信じ、組織として不動産に係る国民の権利の明確化に寄与できるよう、協力して進んでいかなければなりません。測量作業規定を遵守した世界測地系、GPSでの重要なグローバルな位置情報、測量作業、筆界確認、杭情報を一世代限りで終わらせては勿体ないと思います。つまり成果登録の仕組みを、皆が利用しやすい環境で制度的に

構築できれば、情報の再利用が可能となり、組織として品質保証された地籍情報の蓄積が可能となります。業務を受託しますと、官民境界確定、引照点、トラバーをはじめ、過去に先輩方がされた多くの筆界関連情報に接します。また鹿児島地方法務局には約40万枚もの地積測量図があるとお聞きしております。近い将来においては、登記までは必要のなかった売買取引による筆界確定明示業務の位置情報なども、皆で登録できればと考えています。もう台帳時代から引き継いだ税地籍、法地籍から多目的地籍への移行は、刻々と進んでいます。今年は調査士制度60年、表示登記制度50年ではありますが、今後予想される、真にデジタル化された地籍制度の時代を考えてみましても、来年はデジタル化元年、スタートの年であり、以後「IT社会地籍制度」の成熟する半世紀と言えるのではないのでしょうか。我々土地家屋調査士は、組織で思いやる気持ちを持ち、助け合いながら業務を行なっている個人主体の専門家集団であります。しかし今後このデータベースを構築し再利用することが、社会のインフラとなり得るのであり、我々組織にとっての生き残っていくための、サバイバルツールになるかもしれません。

現実には、15年、20年も経過すれば、多くの境界杭が亡失してしまいます。また国道事務所などにも、何回お願いしても基準点などの測量標は、残念ながら保全ができません。私は、今年の2月の会員研修会で寶金先生が「境界標設置請求権」のご説明をされました。ご存じの通り【民法】（境界標の設置）第二百二十三条 土地の所有者は、隣地の所有者と共同の費用で、境界標を設けることができる。（境界標の設置及び保存の費用）第二百二十四条 境界標の設置及び保存の費用は、相隣者が等しい割合で負担する。ただし、測量の費用は、その土地の広狭に応じて分担

する。「その前提として、円満な相隣関係を保持するために必要がある場合には、相隣接者間において、信義則上真摯に交渉する義務を生ずると解される」と言っておられました。筆界設置請求権があるという義務を当然導き出すことができるように、実務上も当たり前の権利として確立するかどうかは、皆様の今後のご活躍いかんによります。という説明をされました。土地所有者に、境界標を設置したら共有の財産であるという認識を持っていたき、境界杭がある安心した暮らし、営みができるようにすることの保全、管理業務も、我々の責務ではないかと考えています。勿論、土地所有者の主体性を喚起することも重要だと思いますが、折角設置した境界標識も道路工事などで簡単に損壊されては勿体ない話です。組織として県民のために何ができるのか、皆様もぜひ考えてみて、もっと若い人のために何をしてあげられるかという、アンビシャスな取り組みも如何なものでしょうか。

最後になりますが、今年も認定調査士の土地家屋調査士特別研修の募集が、秋にはあります。私は、時効の考え方が間違っていたのですが、時効のこと、裁判の仕組みのこと、「援用」の言葉の意味などが良く理解できる研修です。ぜひ特別研修にもチャレンジしていただければと思います。

***** 目次へ *****

ごあいさつ

鹿児島県方法務局長 松 田 昇



連日猛暑が続いた夏も一段落し、ようやく朝夕は幾分しのぎやすくなってきましたが、鹿児島県土地家屋調査士会の皆様には、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

会員の皆様方には、当局が所掌する不動産の表示に関する登記事務の適正・円滑な処理のため、平素から格別の御理解と御協力を賜っておりますことに対し、厚く御礼を申し上げます。

ところで、現在、我が国においては、厳しい財政事情の下、21世紀にふさわしい行政への転換を目指し、簡素で効率的な政府を作り上げるべく、いわゆる行政改革推進法に基づく独立行政法人の見直しや総人件費改革等が推進されるとともに、電子政府の推進など、高度情報化社会に対応する行政システムの早期構築が図られているところです。

法務局においても、これらの取組に伴う様々な課題に直面しているところであり、その概要は次のとおりであります。

第1に、地図整備事業等の地図行政についてであります。

地図整備については、平成15年6月、内閣の都市再生本部から示された「民活と各省の連携による地籍整備の推進」、いわゆる「平成地籍整備」において、登記所備付地図の整備事業を推進し、平成16年度から向こう5年間で都市部の半分を、また、10年間でおおむねすべてを完成させることとされたことから、当局におきましても、地図作成作業に取り組んでおり、本年度は、鹿児島市玉里団地3丁目、若葉町の全部、面積にして約0.425平方キロメートル、筆数で約1,280筆の地域を対象地区として実施しているところであります。

会員の皆様には、連日猛暑が続いた夏の炎天下の作業を始めとして、休日返上で積極的に作業に取り組んでいただいておりますことに対し、深く感謝申し上げます。

第2に、地図等の電子化とオンライン申請手続の利用促進についてであります。

地図等の電子化については、平成18年度から地図情報システムの運用を開始し、既存の地図等のコンピュータ化を積極的に進めております。

地図情報システムは、登記情報システムと連動し、国民の利便性の向上や事務の効率化に資するほか、インターネットを利用した地図情報の提供及びオンラインによる地図等の証明書の送付請求など、新たな行政サービスの提供が可能となるものであり、本年度末までにはすべての登記所への導入を行う予定となっております。

また、登記のオンライン申請につきましては、登記制度を高度情報化社会にふさわしい制度にするという見地から、インターネットを利用したオンライン申請手続が導入され、当局におきましては、平成20年6月の与論出張所の指定をもちまして、管内のすべての登記所がオンライン申請庁に指定されております。

オンライン申請については、平成20年9月12日、新たなオンライン利用の抜本的拡大に向けた「オンライン利用拡大行動計画」が、政府のIT戦略本部で決定され、「登記」のオンライン利用率については、平成25年度末までに71%という高い目標値が設定されているところでもあります。

また、平成21年3月27日「所得税法等の一部を改正する法律」が成立し、オンラインによる登記申請の場合の登録免許税額の特別控除制度について、適用対象となる建物の所有権の保存登記を、その表題登記もオンライン申請されたものとした上で、平成23年3月31日まで、その適用期限が延長された

ところであります。

当局におきまして、昨年5月25日から資格者代理人等からオンラインにより登記事項証明書等の送付請求があった場合に私書箱等を利用して交付する取扱いの試行を開始するなど、オンライン申請利用促進に向けての取組を行っているところでありますので、特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

第3に、筆界特定制度についてであります。

筆界特定制度は、平成18年1月20日から運用が開始され、運用開始当初から全国の登記所において予想をはるかに上回る申請がなされています。

当局におきまして、平成22年9月21日現在、145申請238件が提出され、その事件処理に際しましては、筆界に関する専門的知識を有する土地家屋調査士の皆様に、大変御尽力をいただいております。

今後とも、皆様には筆界調査委員として、また、筆界特定の申請手続の代理人として、なお一層の御支援と御協力をお願いいたします。

第4に、乙号事務の包括的民間委託についてであります。

登記簿等の公開に関する事務の包括的民間委託については、いわゆる公共サービス改革法に基づき実施するものでありまして、登記事務のうち乙号事務のすべての事務を民間競争入札により民間に業務委託することとなっています。当局では、平成21年度から実施している本局、霧島支局、川内支局及び南さつま出張所に加えて、本年度には、鹿屋支局及び出水出張所において受託事業者による業務が開始されています。平成23年度までには小規模庁を除く全庁において乙号事務の包括的民間委託が実施される計画となっています。

法務局におきましては、予算及び人員の削減の中にあっても、法務局の社会的役割を認識し、国民のニーズを的確にとらえ、行政サービスの低下を決して招くことのないよう、その信頼に応えるべく努める所存でございますので、乙号事務の包括的民間委託に対する御理解と、御協力をお願いいたします。

皆様方土地家屋調査士は、国民の高い評価、

信頼を受けて、隣接法律専門識者としての地位が認められ、その活動の範囲が拡大されてきているところであり、国民の期待とニーズはますます高まっているところでありますが、同時に、国民の信頼を維持し、土地家屋調査士制度の適正な運用を図るため、常に品位を保持し、公正かつ誠実に業務を行い、表示登記の専門家として模範となるべき厳格な責務を負っています。

今後とも、土地家屋調査士業務の適正な取扱いに御留意され、御研さんを重ねていただきまして、その地位の一層の向上に努めていただきますよう、お願いいたします。

終わりに、鹿児島県土地家屋調査士会の更なる御発展と会員の皆様方のますますの御隆盛、御健勝を祈念申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

[***** 目次へ*****](#)

会員のひろば

「成分分析と測量」

鹿児島支部 小山田誠一郎

私は理系の学部を卒業して農薬製造業の会社に就職し、成分分析の仕事をしていました。

農薬製品の中には原体と呼ばれる薬効成分が含まれており、その含有量を分析したり、経年変化による減少量を分析したりする仕事です。

分析は試薬の準備、器具の洗浄、分析機器の点検と調整から始まります。

余談ですが、試薬のなかには致死量何 mg という毒薬や劇薬もありました。

ただし、致死量というのは実際には「半数致死量」と呼ばれ、「体重 1kg あたり何 mg を摂取した場合に個体数の半数が死亡する可能性がある」と定義されています。

つまり、同じ量を摂取してしまった場合には、体重の軽い人はより危険で、体重の重い人はより安全とも言えます。

私を含めたメタボの人には朗報・・・かな？

次に、製品を特性にあった溶媒に溶かしてからろ過し、原体のみを抽出します。

溶媒としてよく使われる非極性分子であるトリクロロトルエン、通称クロロホルムを扱っていた時に気を失いかけたこともありました。

気を失っている場合ではなく、製品の何グラム中に何グラムの原体が含まれているかという含有量を計算するために、重量のチェックにはいつも気を配らなければなりません。

昔はモル重量の計算ができたのですが、縁が無くなったらすっかり忘れてしまいました。

さらに、分析にあたって試薬を使って検量試薬というものを調整します。

例えば、0ppm・1ppm・5ppm・10ppm・・・

のように決まった濃度の試薬をメスフラスコ等に加えて調整していきます。

ppm とは、1 リットル中に 1 ミリグラム (1000 分の 1 グラム) の成分が含まれていることになります。

これらの検量試薬を分析機器にかけて検量線というグラフを作成します。

中学生の時に数学で習った比例のグラフの様なものです。

検量線によって、分析機器がいくらの数値を示すとき、その成分は何 ppm かということがわかり、製品中の原体量も測定できるわけです。

また、原体だけが入っていないくて、その他の原料は全て入っている白試料というものを調整して、同時に分析にかけます。

当然ながら、結果は 0ppm にならなくてはいけないのですが、そうでない場合は、分析の途中で何かでコンタミ（汚染）された可能性があるので、全てやり直しになります。

始めから 100ppm が入っている試料も調整して同時に分析し、100ppm の値がちゃんと出るかどうか確認します。

これは回収率というもので、99ppm が出たら回収率 99% で、101ppm が出たら回収率 101% ということになり、分析結果の評価がされます。

この数値があまりにも悪くて規定を満たさないと、やはり全てやり直しになります。

思い出したくないですが、上司の顔色も段々と悪くなったものでした・・・。

とにかく神経を使う事が多かったその仕事が嫌いだったかというと、別にそうではなく、いつも楽しく分析をしていたと思っています。

確かに分析機器のコンディションによる定誤差や、器具の洗浄不足や試験試薬の調整ミス等による不定誤差にはよく悩まされてはいましたが。

あれっ！？

定誤差と不定誤差ってどっかで聞いた事があるような・・・？

そう、測量にも定誤差と不定誤差があります。

実は、私の中では分析の仕事をしていた時も、測量の仕事も、ほとんど同じような感覚でやっています。

それは、準備に多くの手間がかかる事、測定結果には誤差が含まれるため検証が必要な事、たまには単純作業が退屈に感じられる事などが、よく似ていると思うからです。

また、どちらも規定がやかましいと感じますが、規定を満たすという事は、誰がやっても一定の基準内の品質を社内的・対外的に保証するという事なので、人によって上手・下手は無いという事になります。

良い結果が出たとしても偶然かもしれませんが、悪い結果が出てしまったら原因の究明と改善をしなければなりません。

自分の不注意が結果に影響する事を痛感してきたので、作業している自分を、もう1人の自分が後から監視している様な感覚を覚える事もありました。

それから、農薬製品の成分の含有量という絶対値というよりは最確値を、分析によって探り出していく過程と、おそらく神のみぞ知る筆界の座標値という絶対値というよりは最確値を、調査と測量によって探り出していく過程とが、よく似ているような気がします。

自分の都合で仕事を変え、測量会社に入って測量士を取得してから10年になりますが、実験室での分析の仕事と、現場での測量の仕事は全然違うようでも、このような視点からすると、「寄り道も悪くなかったんじゃないかな?」と思えます。

・・・測量士も寄り道で、今は調査士でした。

*****[目次へ](#)*****

手作り公園（せみの里）

川 内支部 溝川政法

平成22年 8月23日

今日、近くの保育園より子供達が30名ほど遊びに来ました。

昨年も8月18日に訪れております。私の里山に対する情熱（自然の大切さ）に子供のうちにふれて、感じて少しでも植物や昆虫の存在を見てほしくて妻や同級生の助けをかりて招いております。子供は敏感で何にでも興味を持ってくれます。

時にはあぶない昆虫やへびなどもおり、大人が目配りながら遊んでおります。

めしをはがまで炊くときは火をつける時から



たいへんです。ひおこし竹ひとつもめずらしげで、みんな交代でけむさをこらえながら吹いております。

おばちゃんたちににぎってもらったおにぎりを食べることに、びっくりするくらい食べます。

ガスや電気を使わず自然のエネルギーで料理をしますと準備がとても面倒ですが、今はやりの「エコ」にはこれほど地球に優しい事はないと自負しております。

子供達がおにぎりのおいしさと共に自然環境の大切さにも少しでも理解してくれたらと思いつながり汗だくの1日でした。



[***** 目次へ *****](#)



新入会員紹介

まだまだ未熟者ですので

出水支部 脇本 弘紀



私は広島出身で、11年間広島で補助者として働いていました。私がこの資格を知ったのは、転職情報誌で目にしたのがきっかけで、それまでしていた仕事とは全くの畑違いであり、測量のことなど右も左も分かりませんでした。今思えば、なぜこの業界に入ったのか不思議なくらいです。こんな素人の自分を一から教えなければならず、雇ってしまった先生はさぞ大変だったと思います。平成17年に調査士の資格を取得し、今、調査士として仕事をさせて頂けるのは、その先生あってこそと心より感謝しております。

そんな私が、今から3年前に家内の実家のある出水市に移り住むこととなりました。まさか鹿児島に住むこととなるとは！と自分でもびっくりしております。

慣習や方言どれをとっても分からないことだらけの生活に不安を抱えておりましたが、幸運にも薩摩川内市の先生の事務所で勉強させていただくことになり、本当にありがたいことでした。開業するにあたって、親身に相談にのって下さるなど今でも大変お世話になっており、感謝のしようもありません。

3年間を振り返ると、あっという間に過ぎました。今では鹿児島弁で話すことも、少しは出来るようになりました。（「ちゃん蒸しのうた」も歌えるかも？）しかし、昔ながらの方言になると理解できないことも多々あり、ただただ笑っているだけしかありません。ま

た、時々鹿児島弁でも広島弁でもないような言葉になり、自分でも可笑しくなることもあります。

まだまだ未熟者の自分ではありますが、今年ようやく開業することができ、やっとスタートに立ったばかりです。今後も益々自分を支えて下さった皆様に感謝の気持ちを忘れず、精一杯精進していきたいと考えております。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

*****目次へ*****

最近感じたこと

鹿児島支部 森山博文



新入会員の森山博文と申します。どうぞよろしくお願いいたします。補助者として10年余り働いていました。開業して感じるのは自分に営業力のないことです。補助者経験があるので、

新しく購入したCADなどに不慣れなところがあるものの、仕事が来れば処理することができると思います。しかし、いままでの補助者の時は与えられた仕事をこなすだけで、特に営業面のことは考えていませんでした。もともと自分は社交的な性格でもなく、どち

らかというと、ひとりでボーとしていることが多いので、これからどうすればよいか頭を悩ませています。

最近、自転車で坂を登ることに、はまっています。去年、運動不足解消に 29,800 円でアルミフレームの 21 段変速の自転車(クロスバイク)を買いました。私は吉野(標高 約 200m)の高台に住んでいるので、これなら吉野の坂も登り切れるという店員さんのお薦めの自転車です。最初は、坂を登り切るような自転車はもっと高価(10 万円以上)なものという先入観があったので、本当に登り切れるか半信半疑でした。しかし、初めて自宅まで自転車を降りて押すことなく、登り切ったときは、新鮮な驚きで感激しました。吉野の住人としては、自転車で市街地まで下りたら、帰りは自転車を押して上がるしかないものと考えていましたから。自転車も私の知らないところで、軽くて値段も手ごろに進化していたのです。

それから、自転車で坂を登るのがうれしくなって、ときどき坂登りをしています。先日はちょっと発憤して、えびの高原(標高 1200m)まで行ってきました。ほとんど上り坂なので、確かにきつかったです。ひたすらひたすらこぎつづけるしかありませんでした。途中で雨にふられたりしながら、自宅から約 70km の道のりを 7 時間 20 分かかり、着いたときは、やっと終わったかという感じで、多少の達成感はありましたが、大感激はなかったです。でも、この文章は 4 日後に書いていますが、じわっとした満足感が今も続いているように感じます。以前は、えびの高原まで自転車で来られるとは考えられなかったもので、車でなく自分の足だけでここまで来ているということが、なんだか不思議な気分でした。

道中、雨にぬれたので、こぐのをやめると少し寒く感じ、足湯につかると気持ちよさを感じるほどでした。今の季節、麓の方では多少の雨が降ってもすぐに暑くなりますが、ここは標高 1200m なので空気がひんやりとしたままでした。

帰りは下りでただサドルにまたがっている

だけで、こがなくて良いので楽です。ただ、せっかく登ったのにもったいないような気がします。一気に下りたいところですが、カーブが多く路面も濡れているので慎重に走りました。それでも牧園まで上りは 4 時間かかったところが、1 時間で着きました。さすがに下りは速い。このあたりまで降りてくると暑く、真夏へ逆戻りです。

しかし、自宅まで先はまだまだ長く、坂を下ったり登ったりしながら、帰り着いたのは牧園を出てから 4 時間後でした。は一疲れた。

*****目次へ*****

ごあいさつ

鹿児島支部 西 拓也



3 月に入会させて頂きました、西拓也、49 歳、趣味、特技これといって御披露するものではありません。

これまでの大半の時間を、調査士試験に注ぎ込んできたために、その分の時間が取れなかったのも要因ではありますが・・・。

調査士という職業を認知してから今までのことが走馬灯のように思い出されます。まさに「谷あり、谷あり」の日々で、一体いつになったら頂上に辿り着くんだろうと一時諦めた時期もありました。しかし、「自分で何かをしなければ」という決意思い出し、気力、体力、記憶力の低下する身体を奮い立たせ、ようやく今に至ることができました。これは、ひとえに妻の叱咤激励と協力の賜物と言っても過言ではなく深く感謝しております。

私は、地盤、カンバン、カバンはもとより、さらに経験や技術といった調査士に必要な条件を全くもたずにこの世界に飛び込みました。船出はまさに「1」からのスタートであり、非常に厳しい現実を実感しております。しか

し、これは、当初より自ら覚悟していたことであり、一步一步前へ踏みしめながら進み、確実に自分のものにしていくと決めての開業でした。また、それを成し遂げなければ自分の存在感が構築されないと思い、一生懸命努力いたしております。

調査士会、公嘱業務や他の業務で多くの先輩の皆様とふれあい、そこからの知恵、助言はもとより、技術や発想のすばらしいものは幅広く吸収し、一日でもはやく自分のものにできるよう、日々研鑽に努めたいと思います。

これからも、不認識、不明瞭で先輩方にはご迷惑をおかけすると思いますが、ご容赦いただきまして何卒良き御助言、御指導を賜りますようお願い申し上げます。

[*****目次へ*****](#)

10年ひとむかし

40年の回顧（隗より始めよ）

鹿児島支部 今村 喜藏

長雨の後は例年になく酷暑が続き、来るべき台風はこれまでに一度来ただけで、雨が降ればゲリラ的で災害を引き起こす、何となく不気味さを感じするような昨今ですが、会員各位にはご健勝の事と拝察します。

会報9月号の原稿依頼があり、今回は冊子ではなくメール配信による会報と聞き、さてそれで良いのかナ？との思いが走り、書くのが躊躇されたが、でも、書くことにした。

タイトルを40年の回顧としたが、此は鹿児島会に移転登録してからの40年で、それ以前に兵庫会に2年在籍したので、通算は42年になる。鹿児島会登録は45年(38歳)の時だから丁度40年と2ヶ月になる。もはや40年されど40年、温故知新という言葉は昔の諺だけど、今以て語り継がれる生き生きした諺である。若い会員さんが増えて、40年、30年前の事は語り継がれない限り判らないのが当然である。そこで紙面に限りがあるので微細でなく大まかに書くことをお許しあれ。

40年前に入会した頃は西も東も判らない、どこにどのような会員さんがおられるのかも判らない、会員名簿は確か謄写版刷りで、今手持ちが無いからと、すぐには貰えなかったからである。研修会も無く、報酬の受け方の指導も無く、報酬額表からめいめい計算していた。ちなみに前事務所は大阪だったので、そこでの報酬の半額しか受けていなかった。そして5年経つたら支部の理事に指名された。中に入ると若者は一人もいない、そこで理事の構成について老、荘、青のバランスを考えるよう支部長に進言、当時は改まっていたが、今は・・・・。

その間に、今の公嘱協会の前身である登記委員会が組織された。(ご存じかな) 司法書士・調査士が共同で組成し、作業班を作り公

共嘱託事件を処理しようという仕組みで、委員長は司・調で2年ずつの交代で務めた。しかし、法人格がないため役所の信頼が得られず、仕事はごく限られた既得会員のみに発注され、期待したほどの成果は得られなかった。そこから法人格取得の運動が始まったが、今みたいに政治連盟がない時代のことで、遅々として進まず、某政治家の力を得て、組成から十数年経過した昭和60年通常国会で法案が可決、今日に至っている。(一部後述)

委員会の解散、協会の設立には難問が立ちふさがり大変な苦労が伴ったがそのことを知る会員は少なくなった。(51～57委員会委員・57～60委員長・60～3期初代理事長)

支部理事2期を終え此で放免と思いきや、54年の総会で県の理事に押し出された。選考規定も、選挙規定も無い中、長老たちの選考により総会で決まるので、いやも言えず流されるままに引き受けた。その途端に中山町に於ける地図整備のモデル作業が始まる、ところが当時の会長と鹿児島支部実行委員会との間で軋轢が生じていて、そのパイプ役に指名され苦労した。会員の多大な協力があり2年続きの作業はスムーズに終わったが、仕上げである記念誌づくりまで軋轢は続き、たいへんな苦労をした思い出がある。この当時の作業が今日の地図作業に貢献しているのでは無いだろうか。

理事になってすぐに、佐賀県で九州ブロックの会議が開催され、参加した。連合会からも講師が来て指導を受けた。研修会の重要性を学ばされ、「目から鱗が落ちるがごとし」当会もそこから研修会をするようになりました。また、黒い表紙の報酬額手帳を作ったのもこの頃である。

理事1期をつとめた56年の総会でいきなり、選考委員長が副会長・今村と言う声に我が耳を疑った、すかさず拒否を表明し承諾しなかった。その場は委員長預かりとなり総会は終わったが、懇親会には出ず帰ろうとした

ら選考委員の長老達に捕まり、宴会がお開きになっても帰されず説諭された。「願えども叶えられず、請われる時が花」と言うことがあるからここは我を張らず謙虚に受けよと言われては、ぐうの音もです翌朝選考委員長に承諾の電話をした。今は無き長老方の顔が浮かび懐かしく思う。

以来8年間副会長を務めたが、その間、前記公嘱協会の法人化の法律が国会を通過、その設立準備に着手、委員会の委員長は本来なら司法書士会の当番だったが解散と設立が伴ったため特例で私が務めていた。

何が苦労だったのか、それは委員会に入るべき金が入らず、10年越しの努力が実らずにいたからであって、この解決がなければ公嘱協会の設立が不可能であったための苦労であった。この解決のため当時加治木支部の2名の方のご協力は今でも忘れる事は出来ない。氏名は伏せるが改めて感謝したい。銀行とも相談して強引な手も考えたが、その手を使う事はしなかった。

公嘱協会の初代理事長として、発足当時は非営利法人の原則に従い厳密な運営体制を貫いていたが、時が流れ人が交代する内に少しずつ変化した結果が、今日の協会の姿だろうか。

サブタイトルに「隗より始めよ」としたのは温故知新して出直す事の大事さを思ったからである。このことに限らず何事も行詰まったら原点に戻ることが肝要であろう。

今地図作りは日常茶飯事だが、このころ予算はない。でも“地図は大事だから”何とかしなければと言う思いが強く、広木の団地の地積測量図の精度の良いところの街区を測量してこの街区に測量図をはめ込んで、少し精度の良い地図に準ずる物とする作業をした。この作業は法務局との合同でしたため評価も高かった。

手探りをするうち法務局の予算がついて団地に基準点の設置作業をした。そして、今日の本格的地図作製の予算が付くように繋がってきた。

副会長を8年務め平成元年に会長に就任したところ迄で19年経過している。20年前からの出来事は大半の会員はご存じと思うか

ら割愛したい。

10年、20年、30年、40年経過の会員への寄稿依頼というので、調査士制度制定60周年の時に、切りよく入会から40年を迎える事が出来たのもご縁あつてのことと思ひ、当初の20年の経過を思いつくまに流れ来し様を書いたので失敬な点があるかもしれない、寛大な心でお許し願いたい。

雑感

40年もの間、会に所属し又役員として会員と顔を合わせ語らいしてきた中には、得難い会員ばかりであつたことに今更気付かされる。私は40年の内、支部理事を拝命して、政治連盟の会長を引くまで33年間役職にあつた。その中には九州ブロックの会長を8年、連合会の副会長2年が重なります。ここで知り合った方々や、先に逝かれた方々からもアドバイスをもらったり、おしかりを受けたり、しながら自分も成長出来た事を思うとき感慨無量である。4回の癌の手術に耐えながらも今以て元気である、これからは会の発展のため陰ながら支えになればと思う。 合掌。

***** 目次へ*****

雑 感

南薩支部 福元 悦人

還暦も昨年過ぎ、現在思っていることを書いてみた。ペンを取りました。ペンを取ると書きましたが、今はワープロです。時代が変わったことを実感します。

会員の中には、ご存知の方もいらっしゃるかもしれませんが、私の父は土地家屋調査士でした。その父も平成15年に他界し、88歳の母が実家には1人で住んでいます。その母も最近足が弱くなり、以前は歩いて行っていた約1キロほどの父の墓参りも、いつも私が車に乗せて行っています。私は、成年後見人を5人、保佐人を1人していますが、それと並行して母の面倒をみなければいけなくなり

ました。私は5人兄弟で下から2番目です。

姉、長兄、次姉、私、妹ですが、次姉は平成元年に子供2人残して病死し、長姉も1昨年病死し、また長兄も現在闘病中です。私と妹は元気ですが、妹は県外にいるため、専ら母の面倒は私がすることになりました。私は若い頃から身体を動かすのが好きで、今でもサッカーをしています。それでも3年ほど前に心筋梗塞を患い、カテーテル治療を行い薬を服用しながらハードなサッカーから、歩くゴルフへと少しずつ代えていっています。今村先生のゴルフに追いつければと思っていますが、今村先生は毎日クラブを握っているみたいで、やはり練習する人にはかなわないですね。私も60を過ぎて手足がすこしずつ動きづらくなったので、リハビリを兼ねてピアノを習い始めました。週1回1時間ほどの練習だけど、先生から教えられるので、はずかしくないようにと思っていたら何とか1年8ヶ月過ぎました。毎朝練習していますが、妻が迷惑そうにしています。でも目覚まし時計の代役は果たしていると思っているのですが。こちら結構気を使っているのですよ。娘のレベルに追いつくまでは頑張ろうと思っていますが、なかなかです。母にも何か趣味をと思って誘いをかけますが、身体がきついらしく、乗ってきません。88歳に自分もならないと、その心境は解かりませんが、毎日がとてもきついみたいです。母は現在1人で住んでいます。食事はデイサービスで夕食分は配達してくれます。朝食のパン、チーズ、牛乳等を買いにいくのは、最近私の役目になりました。これからますます面倒見が増えてくると思います。介護保険を利用し週1日は掃除、買い物をヘルパーさんに手伝ってもらえるよう今申請しています。被後見人の方達が病院および施設等にいますが、ほとんどの被後見人の方達は自宅に帰りたと言います。やはり自宅ほどいい所はないのでしょうか。母も出来る限りは、自宅だと思っていますが、それも身体が元気であればこそですが。

話変わって、土地家屋調査士の仕事も、ここ数年で大分変化が出てきているのではと思います。オンライン化対応、筆界特定業務、世界測地系対応の地積測量図作成どれをとっ

ても生半可なことでは対応できなくなっています。それに伴い技術アップをはからなければと思いますが、GPS測量も利用していかねばならない趨勢なのかなと思います。けれども資金面および能力がついていくか不安で、検討状態です。

仕事量があれば当然、補助者も雇えるし、事務所経営も楽ですが、ある調査士は仕事があるときだけアルバイトを雇ったり、または1人で測量しているとか聞くとびっくりします。土地家屋調査士の受領報酬が全般的に安くなっているみたいで会員皆さん、苦勞しているのだらうと思います。土地の測量は皆さん苦勞しているのに報酬はそれなりに取らないと、結局自分達の首をしめることになっていくのではと思います。どの業界も同じですが、安穩としている所は進歩がなく、ジリ貧になっていくということでしょうか。いくつになっても勉強ですね。

[*****目次へ*****](#)

開業20年『ちゃんと食えるから』

霧島支部 藤田 勝一

若い頃はゼネコンに勤務し、土地を切ったり盛ったりし地球に彫刻をしていました。

調査士事務所に勤めなければ独学で受かるとは思えず、勤めていた会社に無理を言って退社し、千葉会所属の事務所へ実務と勉強を目的に出稼ぎに行った次第です。

関東では二度目の生活で不安は有りませんでしたが、鹿児島を出たものの一年目・二年目とあっという間に年月は過ぎて行き、このままでは、世間体があり帰れないとあせっていました。

調査士試験に受からなかったら、トンネル工事の経験が多かったので北海道に行き炭坑などで働けばいいかと安気な考えでいました。

しかし、時代の流れで炭坑は廃坑・閉山するところが多く踏み切れませんでした。また、受験を諦めなくて良かったです。

私が調査士になれたのは不思議な巡り合わせ、運命がありました。

調査士受験を諦めかけて帰郷を考えていた頃のある日、私は文京法務局に仕事で行き建物表題登記のための閲覧をしていたとき、いつの間にか閲覧机の前に立った身の丈 1.8 m 位の大男が私の事を「藤田さんですか？」と言うではないですか、私は「えっ」東京にはだれにも連絡せず分からないように来たので独りぼっちだと思っていましたから、こんなところで私に「藤田さんですか」と言うこの人は誰だろう、私にはその方が誰か判りません。啞然としていた、数秒後私は「あっはい、どなたですか」「木村です」私には木村さんが誰なのか分かる筈がありません、見た事もない、素性も知らない人から「藤田さんですか」といきなり言われたのだからびっくりし慌ててしまいました。この広い東京で初対面なのに他人から名指しで藤田さんですかと言われることには不思議でした。私は「何故私の事を知っているのですか？」と聞きました。「藤田さんが千葉に来ている事は知っていたが顔は知りませんでした」と言うではないか、それでは「何故私が分かったのですか」と聞くと、私が閲覧時机上に出して物件を書き取っていたその用紙の書式が千葉の事務所で作成した様式であり、木村さんも補助者時代に勤めていた事を話して下さいました。彼はその閲覧用紙を見て私の事が分かったのです。個々の事務所はそれぞれに工夫を凝らし登記に必要な使いやすい書証を作り使用しています。

木村さんは、東京会世田谷支部に事務所がある木村晶先生でした。

後に先生にお世話になり助けていただき、木村事務所で修行して平成元年度無事合格することが出来ました。だから、木村先生は私にとっては師匠です。お礼奉公を終えて平成 2 年 4 月 10 日登録し調査士事務所を開業しました。

私は、調査士の業務・営業形態は大工・左官と同じ徒弟関係であると思っています。

補助者としてする仕事の内容は、先ず事務所の使い走りから始まります。申請書を法務局に出したり、下げたりが事務所での最初の仕事でしょう、次に土地建物の閲覧をさせてもらえるようになります。今では、登記事務がコンピュータ化されて閲覧をすることが無く、要約書を取得しますので閲覧時のミスが無くなったと思います。私が補助者だった頃は、一日に関東一円 4～5ヶ所の法務局を回り閲覧をし、終わったら現場を見て確認するという仕事を繰り返し最後の現場が終わるのが夕方暗くなってしまいます。へとへとになり事務所へ帰ると閲覧ミスが沢山あり、よく怒られたものでした。しかたなく再閲覧です。次の日に一時間以上かけて法務局に行き閲覧をしなければならぬ無駄をしたものです。

その頃の足はホンダの大型スクーター 250CC のスペイシーでしたから、高速の渋滞時は非常に重宝で渋滞している車両を尻目に白線の上をスイスイ走って関東 1 都 3 県何処でも 1 時間 30 分あれば行けて便利な足でした。

考えが古いとは思いますが、師匠に、(箸の上げ下ろしから、尻の拭き方まで) 例えが貧弱ですけど、様々な調査士としてのノウハウを教えてもらい補助者として一人前になった頃に試験に受かり調査士として一人前になることが、基本的に調査士として正しく国民の権利の明確化に寄与することになるし早道なのではと思います。ヘッドワークだけで合格した方は、実務では大変な苦勞をされます。私の弟子に実務は時間が無くてほとんど経験せずに開業しましたが、今は退会してしまった者がいます。

子供のころから「ちゃんと」と言う言葉を耳にして育った方は多いと思います。「ちゃんと箸を持ちなさい」「ちゃんと挨拶しなさい」「ちゃんと・・・・」この事から私が言いたいの「ちゃんと測量をしましょう」という事です。いつの会員研修会での場面だったか定かではありませんが、調査士がする基線測量とコンサルがする基線測量でのことで、調査士は精度管理については疎いことについて話をした講師の方がいたと思います。

その通りだと、私は共鳴しましたが皆さん

はいかがでしたか。

法務局に 14 条地図が備えられていますが、その地図をことごとく反故にしている調査士の方はいませんか。せっかくの地図を崩してしまい字図同様にしないでください。

基線トラバース測量をするにあたり、ありえない測量方法・開放多角測量を実施している方は、即刻中止して頂きたいです。誤差の範囲内だから OK、で済まさないで下さい。

基線を開放による測量方法で測量して出した境界は明らかに間違っていることを認識して頂きたいと思います。合っけていてもたまたまであることは調査士だれでも分かるでしょう。

20 年の経験から「ちゃんと測量をしないで」確定された隣地の筆界点にずいぶん苦労することが多いです。

開放で出した筆界点の測量者は、本当の筆界点とどれだけ誤差があるのか自分では把握出来ていないことは明らかであります。その、測量の精度は確かですか？

調査士の本分を守り、平気で一尺も違うような杭は打たないように心がけるべきです。

本当の筆界点に限りなく近い境界杭を打ちましょう。

ほとんどのユーザーは調査士が「境界点はここです。」と示すとハイ分かりましたと認める筈です。

これからは筆界特定・ADR で調査士同士が原告・被告となって争うことがあります。精度が保てない安い測量をいつまで続けますか。これからは精度の悪い調査測量をすれば大変なことになりそうです。

昔々報酬額運用基準がありました。「ちゃんと測量をすると」予算が報酬額運用基準では足りない事はよくある経験です。調査士みんながちゃんと仕事をして、ちゃんと報酬が貰えるように頑張りましょう。そうすると『ちゃんと食えるから』

これからもよろしく

霧島支部 浜田 賢一

早いもので調査士の業務を開業しましてからおかげさまで 30 年目を迎えることが出来ました。開業当時のことはまだ鮮明に記憶に残っております。ゼネコンを退職し、開業の挨拶に同窓生の設備設計事務所に伺ったとき「仕事を始めるときはなかなか思うように依頼がないけれど質の悪い仕事だけはしたらいけない。一度でもそんな仕事をする、そんな仕事から抜け出せなくなり、ひいては自分の首を絞めることになる」とアドバイスを受けたことを忘れることが出来ません。

調査士業務は建物を建設する事前手続き、建設後の事後手続きという認識のもとで業務を開始致しました。依頼事件に対応するには調査士に関する専門知識は、精通しては当たり前ですが、依頼者はそれ以外に調査士業務に関連したさまざまな事柄を質問されます。自分の専門外のことだから分からないと言ってしまえば業務はそこで終わってしまいます。しかし少しでも質問に対してアドバイスが出来れば、依頼者とのつながりを継続することに気付き、関連法規の習得にも心がけました。開業当時はプランメーター求積や平板測量等が行われていましたが、現在の測量方法からすると隔世の感があります。

江戸時代から続いているある老舗の経営者の話で、今日までこの店舗が続いている理由について、「私は自分の事業について時代の変化に急激に合致することはせずに必要に応じて少しずつ対応して参りました。それでいつも見えるお客様にはあまり変わっていないように見えたかも知れませんが、久しぶりに見えたお客様にとってはずいぶん変わったねと良く言われます。」とありました。私どもの業務も時代の変化により環境も変化するし法律も変わってゆきます。私どもは知識や技術の面でも、事務所設備の面でもこの老舗と同様なことが言えるのではないかと考えています。

筆界に関する業務が我々の専門業務であり

*****目次へ*****

続けるなら、我々の仕事は無くなることはないと思いますので、これからもこの業務に専念してゆくつもりですが、ただ、自分の業務の質に関して、同業者（プロ）の目から見ても笑われないような、そのような仕事をして行きたいと思っていますので、これからもどうぞよろしくお願いいたします。

*****[目次へ](#)*****

30 年を振り返って

霧島支部 重 田 久

昭和 55 年 5 月 8 日 登録日より早いもので 30 年。土地家屋調査士業を営むことが出来お客様を初め、沢山の方々の支えがあったからこそと感謝の気持ちでいっぱいです。

とても一人の力では、ここまで来られなかったのではと思っています。

さて、30 年という月日は、長いようで短かったような気がします。思い返しますと本当に様々な出来事が走馬灯の様に頭をよぎります。

私は、補助者の経験も無く試験合格の翌年に開業致しました。事務所開設時、看板を掲げた時は、さすがに身震いしそうな緊張感があったことは、今でも忘れられません。

開設費 50 万円を親、親戚に保証人になってもらい、当時、農協より必死の思いで借り入れました。確か金利が、9%だったと思います。ところが、開業しても仕事は無く、営業はしてはいけない。ということでしたので、友人の家しばらく遊びに行くものでした。「苦労して試験に合格したのに」と思いつつも現実には決して甘いものではありませんでした。

何年か経つうちに、少しずつ仕事の依頼がくるようになり、何とか生活が出来るようになった気がします。今思いますと、何となく自分自身が変わったなと思うことがありました。

一人で細々と仕事をする中で 33 歳の時、青

年会議所に入会を勧められ入会致しました。

入会してすぐ感じたことは、井の中の蛙とはまさしく私の事だと思わずにはおれませんでした。同年齢とは思えないほど、自分より成長した人が周りにいて、大変刺激を受けました。

そのような方に真似でもいいから一歩でも近づきたいと思い、様々な活動に一生懸命取り組みました。色々な役を引き受けることによって、自分に多少自信がついたように思います。この事が、仕事の上でも役に立ち、又、様々な方々と知り合えた事により、より一層積極的に仕事に取り組めるようになってきたのではと感じております。

30 年を振り返りますと、当時は決して恵まれているとは思っておりませんでした。今思い返しますと料金等もさほど格差は無く、ここまで厳しくも無い良い時代に開業したんだなあと思うづく感じる次第です。

何時まで営業できるか分かりませんが、健康の許す限りこの仕事を天職と捉え頑張っていけたらと思っています。

*****[目次へ](#)*****

10 年目の夏の出来事。

霧島支部 桐原茂太

開業 10 年目の県会からのご褒美なのか、会員のノルマなのか、8 月 3、4 日の連合会への筆界特定指導者養成研修会への招集命令が出た。

私は、計画どおり 2 日の午前中に東京に入った。動機は不謹慎だが、娘に会うことと、オルセー美術展を観ることだった。

これはそれなりに予定されたものであったが、思わぬハプニングによりこの研修は超ハードなものになった。それは、前日の 1 日曜日の午前中、天候不順のために、たまりに溜った現場作業を少しでも片付けておこうと珍しく殊勝に測量をしていると、突然息苦し

くなり心臓が不整脈を打ち始めた。

やばい！またかと舌打ちしたが昼過ぎには入院していた。体調のことより上京のことが気がかりで行けるかどうかを何度もドクターに尋ねた。この奇特定の言動は、研修会の意義を十分に認識した責任感からか、それとも、久しぶりの東京が私を呼んでいるからなのか朦朧としていて判別できなかった。

「先生。行けますか」

「脈が落ち着かないとねー。」

幸か不幸か、夕方になると心電図も心音も正常に戻り、処方された守り薬を受け取り上京の許可が出た。

東京は連日、暑いと報道されていた。しかし、たまたまだったかもしれないがそれほどでもなかった。

宿も連合会と同じ水道橋だったので、昼からの開講にはゆっくりと準備ができて、体調はそれほどきつくなかった。それでも、全国的な会合であることと、宿題の解答を準備しなかったことで緊張していた。

参加が決定したときに渡された膨大な課題集には2、3回程、目を通していたが、今回の研修課題である第3事例の解答は作成していかなかった。

否、それは、書けなかったというより、書く勇気がなかった。

なぜなら、これらの資料では、私は、この筆界の特定はできないと感じたので、放置してしまったためだった。

それより、この特定をした調査士は大した根性の持ち主だなあと感心していた。結局、自己解決案を提示する勇気を持てなかった。

開講後、課題の回収もなく早速グループ研修に入った。やはり案の定、この課題は多くの問題を孕んでいて、侃々諤々と議論され、そしてまた多くの懸案を残した。私の戸惑いも満更外れてはいなかったので面目が立ってほっとした。

今回、この制度に係る、連合会の取り組み方が良く理解できたことは、自己啓発になってとてもよかった。

鑑定委員長としても今後の委員会の方向性を見出せて参考になった。

ただ残念だったのは、懇親会において体調

不良のために酒が飲めなかったことと、交流活動が活発にできなかったことだ。

もう一度こういう機会があれば、宴会好きの本領を発揮できたのにと悔やんでいる。

それから、強いて不満を言うのなら、指導者養成研修会にしては時間が短すぎた。最低でも丸2日はしてほしかった。

また、主催した連合会として1と3の事例の解答は準備してほしかったことと、それを説明する時間もとってほしかった。

調査士に限らずすべての資格者は、資格取得後の自己研鑽の努力やそれにより生ずる対価は自己責任であるところは当然のことだ。

それに加えて、このような研修資料に模範解答が備わればよりいい参考書として広く利用されるだろう。

何はともあれ、爆弾を抱えた旅のためとても気を使った。-----自業自得だ。

帰宅後談。

ただ只管、内省する熱帯夜の日々も重ねるたびに涼しくなる意欲。

10年目一区切り、さあ、頭脳を含む体調管理をやり直し、次のステージへ踏み出そう。

***** 目次へ *****

支部だより

肝属川クリーン作戦

鹿屋支部長 前田辰朗

今年、口蹄疫の影響で28回目の肝属川の清掃作業は中止となりました。

他の夏祭り等、人の集まる催しは、中止、延期となりその影響は大きなものです。毎年、肝属川の清掃は八月の第一日曜日、早朝より鹿屋市内を中心に町内会および各種団体の参加により川の清掃を行うもので、調査士会鹿屋支部の参加は平成16年の第22回より参加しています。

現在ではNTT付近が鹿屋支部の清掃区間として割り当てられています。

肝属川は高隈山を源流に志布志湾に注ぐ延長3.4Kmの1級河川で、一時期、九州の1級河川のなかでもっとも水質の悪い川と聞いていましたが、クリーン作戦等、もっと川をきれいにしてほしいという住民意識の変化によりだいぶ、きれいになってきていると思います。

鹿屋支部の清掃場所のあたりは、昔、小学生の頃、川遊びの場所でした。

まだ鮎、はやなどが釣れる程きれいな川でした。

まだ随分先のことでしょうが、また鮎が生息出来る位の川に戻ることを期待しつつ、これからも、清掃活動に参加したいとおもいます。

大島支部だより

大島支部長 町田重孝

1、はじめに

ご承知のとおり鹿児島県地方自治局奄美支局管内には、奄美支局、徳之島、沖永良部、与論の出張所が存在していますが、大島支部会員13名は各自の居住地の島を中心に

業務を、行っています。

2、活動の概要

今年は平成22年5月15日に県最南端の与論島で、支部総会を開催致しました。

何分にも外洋離島のため会員は交通費や宿泊費等の経費負担が大きく、この為会員が一堂に集まるには、大変な苦勞を伴うのが実情であります。

支部総会においては次の件が討議されました。

1. 平成21年度の会務報告、収支決算
2. 平成22年度の事業計画、予算
3. 平成22年度代議員の選出
4. 次期支部総会開催場所の決定

会員の熱心な意見交換のうちに支部総会をおえることができました。

特に本年度は「土地家屋調査士制度60周年事業」への協力する事等の提案がありました。

引続き真砂公一郎常任理事による「オンライン申請について」の講義がありました。オンライン申請に対する準備不足の会員にとっては非常に有意義な研修会でした。

今後も本部会長の出席だけではなく可能な限り他の役員の出會もお願い致したいと考えています。

当夜の懇親会も楽しく会員の親睦を深めました。

3、今の課題

現在、法務局では2010年度内に徳之島、沖永良部島、与論島の各出張所を廃止し奄美支局へ統合が検討されていますが、私達会員はもとより各離島の住民にとっては重大な問題であります。各島では登記行政のサービス低下を懸念する声が上がっており各町村では反対の運動が盛り上がっています。私達会員も今後何かと不便が生じるのではと心配致しています。

4、まとめ

私達大島支部では、地理的条件から会員が、一堂に集まる事は困難なことです、

出来る限り多くの会員が支部総会に出席されるように致したく考えています。

平成23年度の支部総会は沖永良部島での開催が決定しています。来年も有意義な研修会を支部総会后に開催し会員の資質向上を図る計画です。

*****目次へ*****

鹿児島支部

支部長 原田昭文

ずいぶん前から会報かごしまを WEB 配信することが検討されてきましたが今回、実現したことは会員相互の身近な関係構築に貢献するものと思います。広報部の皆さん、慣れないことで大変でしたでしょう。ご苦労様でした。ホームページに掲載ということはこれまでカラー紙面の費用の高さに苦しんできた事から解放されるのかなと勝手に思いこみ、写真の掲載をたっぷりできるか、後から削られるか、ものは試しで鹿児島支部は支部旅行の話から始めます。

【支部旅行】

毎年恒例ですが今年は福岡のアサヒビール博多工場と太宰府天満宮、その天満宮の隣にある九州国立博物館に行ってまいりました。呑んべーには喜ばれるコースでしたが青少年には人気が無く去年はバス2台でしたが今年は1台の42人参加でした。



まずはバスガイドさんの紹介から。感じがいいのに加えて癒しのある声質

のおかげで興味の無いことでも全くうるさいと思わない、有り難い案内でした。しかし例によって前の方の席に陣取った放生会理事がガイドさんの案内に一々歴史ウンチクを返し始めて独占状態になりそうです。「そんなに女の子と話すのに抵抗がないのにどうして未だ

にシングルなんだよ。」とハッパをかけたくなりますが、かみさんが隣に座っている私は、しょのんでいるのだと思われたら最悪なので押し殺して、通路を隔ててお隣の今村喜蔵元会長と「これまでの調査士会と公嘱協会の今



後を占う」と題して時事放談していました。鋭い分析や、さらに故人となられた福島元支部長の成り立ちやら、今村先生の話は興味深いものでした。「支部旅行でなければこういう時間はなかなか取れない。」などと思っているうちに皆ビールの飲み過ぎでパーキングに寄って用を済ませることになりました。立ち上がったとたん「原田君、去年もつまみが乾きもんばっかりだと要望を言っていたのに生かされてないよ。」と私の師匠である岩下先生が

おっしゃいます。こうなると支部長なんて関係ありません。パーキングエリアの売店でつけ揚げ



を求め、ついにかみさんと喧嘩をしないように好物の軽羹を買ってバスに戻りました。岩下先生ほか呑んべーの方々は、つけ揚げを喜んでくれました。軽羹はかみさんに1つ渡し、他をバスの中で配ったら意外と女性陣に人気で飛ぶように売れました。特に中野先生の娘さんが好物だと言って喜んでくれ、にっこり笑顔まで返してくれました。こんな中高年向きの旅行に一緒に来てくれて、こんなおじさんに笑顔を見せてくれるなんて、とってもいい娘さんで僕もこんな娘が欲しかったと

思いました。

そうするうちにバスはアサヒビール博多工場に着きました。工場見学は全くせずジンギスカン料理の食べ放題、飲み放題に直行。たまたま馬場会長の隣の席しか空いていなかった



たので、そこに座った私は初めて見るジンギスカン料理の食べ方に目から鱗の落ちる思いでした。ジンギスカンと言えば羊料理。会長はその羊を全部無視して牛ばかりを焼くのです。隣の福崎さんの鉄板では羊を入れています。それを見て会長が羊を入れると臭くなるよと注意します。羊だけ残しておかわりするのにはひんしゅくだなと思っていると、なんと羊を隣の皿に譲るのです。お陰で牛だけのジンギスカン料理？をたっぷり食べられ、料理自体かなりうまいと思いました。ビールもできたての為か、いつもは焼酎だけでビールを飲まないかみさんも美味しいとビールを飲んでいました。



さて太宰府天満宮に着く頃は 2 時もまわり、
 ここのところ天気予報の各地の最高気温をみ
 ていると福岡のほうが鹿児島より 3℃ぐらい
 高いのが気になっていたのですが、この日も
 36℃。バスを降りたとたんボーとするよう
 な、今年未体験の暑さです。店のブラインド
 の影を渡りながら参道を進みやっとの思いで
 参拝しました。



歩いて隣の博物館に。桜島の噴火の地層が博多に厚く堆積していることが一番印象に残りました。こんな噴火ちょっと想像できない。今年も京都大学の井口先生の桜島観測をお手伝いしなくては。

梅が枝餅をおみやげに一路鹿児島に向かう一行でした。鹿児島支部は役員が 9 人います。が支部旅行を担当した西企画部長と手伝った 7 人の理事の皆さん（何にもしなかった私を除く）本当にご苦労さまでした。



【支部研修】

鹿児島支部では会員研修を下記のとおり進めています。間違っただけを言ったらごめんねの講師ですが、実務に即した方法論や気をつけるべきところを練り込んだつもりでやっています。夜 6 時から 9 時半まで結構疲れて飲みたい時間に来る人いるのかな、と思ったらこれまでの 2 回とも 60 人越えの意外な多さに感謝・感激です。他支部からの聴講の方には遠い帰路に来なければ良かったと思われてないだろうかと不安もあるのですが、今できる基礎からの実務研修と言うことでやっています。

1 回目は土地全体を私が担当いたしました。2 回目は宮脇副支部長が建物全体をカバーして、建築士の視点から興味深指摘が多くあった調査士の注意点を講義して、私が区分建物と区分にする場合の税金の関係を致しました。3 回目以降の日程は以下のとおりです。4 回目の外部講師、大阪会の和田清人先生はファイナンシャルプランナーもされています。予定は都合により変更があります。しかし、もうお解りの方もいらっしゃると思いますが 4 回を通して我々の業務は他の業務の法律やノウハウに大きな関連を持つと言うことがテーマの 1 つとしてあります。

鹿児島支部のほか他支部にもお声掛けいたします。席に限りがありますのでご理解のうえご参加いただければ幸いです。



支部研修「安全な業務のために何をなすべきか」

第 1 回（開催済み）

日 時 平成 22 年 6 月 17 日（木）18:00～21:30

場 所 鴨池公民館 会議室（研 A・研 B）

鹿児島市鴨池二丁目 32 番 6 号 TEL 099-252-5756

・研修内容 土地について

1. 見積の計算方法、「依頼を受けた仕事の原価」（具体的なすべき事に報酬が発生する）
2. 公共用地の立会申請方法について（国道から海岸まで）、
3. 申請人・隣接土地所有者への対応について（ADR の考え方）
4. 調査の方法（資料調査、現地調査測量等）

公図、分筆等申告図面、地積測量図、戦災復興地(旧鹿児島市と谷山市の違い)、耕地整理、自作農創設、土地改良、国調地域、現在の区画整理、仮換地(仮換地中分筆)、団地等それぞれの特性

5. D I D地区内の測定の再確認
6. 境界標識の識別と設置方法について
7. 現況測量図、確定測量図、筆界確認書、地積測量図等の書き方について
8. その他



第2回

・日 時 平成22年8月27日(金) 18:00～21:30

・場 所 鴨池公民館 会議室 (研A・研B)

鹿児島市鴨池二丁目32番6号 TEL 099-252-5756

・研修内容 **建物について**

前回の補足

1. 新築の場合の流れについて(確認通知書、図面の見方)
2. 委任の受け方、所有者の確認について
3. 増築、未登記、相続有等の場合の調査、証明書について
4. 構造について(構造別に調査の方法、芯の取方)
5. 住居表示、専用住宅証明、司法書士への引継について
6. 分筆時の注意点について(既存不適格にしない、要望している建物がたつか接道や位置指定について)
7. 土地の取得から建物登記までの流れについて(新築、未登記、相続)
8. 区分について(敷地権、税金含めて)
9. 合体について(建物の独立性と個数)

第3回 土地地域区分と開発行為、懲戒事例、空中写真の活用、 筆界特定について

平成22年10月頃

1. 市街化区域と調整区域、未線引き地域、農振地域、用途地域、風致地区、農地転用等について(開発や土地利用協議)
2. 空中写真やインターネットの活用について
 - ① どこに何があるか ②具体的な使用方法

3. 筆界特定の考え方について
筆界特定申請書の書き方、注意点について
4. 懲戒事例の検証、注意点について

第4回 「相続と相続税の基礎知識」土地調査士の新形態（外部講師）

平成22年12月3（金）13：00～17：30

鹿児島市鴨池新町 鹿児島県自治会館にて

調査士研修会場 403号室（90名）

1. 借地権等について
2. 破産時の未登記や取り壊しについて
3. 相続および相続税の基礎知識
4. 相続にまつわる土地家屋調査士の新ビジネス
講師 和田清人先生 （大阪会）

[***** 目次へ*****](#)

会 務 報 告

業 務 経 過

平成22年 4月 1日(木)	表示登記の日	6月 日(日) 6~7(月)	九B定時総会
3日(土)	特別研修考査	8日(火)	第2回注意勧告理事会
5日(月)	伊佐地区全体の成果資料開示(借用)依頼	14日(月)	法務局との打合せ(法の日について)
8日(木)	旧霧島市歴史資料館にある沿革に関する古文書収集の打合せ	18日(金)	業務研修部と川内支部研修会についての打合せ
9日(金)	登録証交付 (大隅支部…古川英明)	18日(金)	司調センター株主総会
13日(火)	決算監査	23日(木)	南九州税理士会鹿児島支部総会
13日(火)	旧霧島市歴史資料館にある沿革に関する古文書収集の閲覧許可願い	23~24日(木) (木)	土地家屋調査士制度制定60周年記念式典 第67回連合会定時総会
14日(水)	常任理事会用・財務資料作成	26日(土)	第1回会員研修会
15日(木)	伊佐地区全体の成果資料開示(借用)依頼	7月 1日(木)	「法の日」無料法律・登記・税務相談 所開設並びに担当者協議会
15日(木)	第1回注意勧告理事会	5日(月)	第3回注意勧告理事会
15日(木)	第1回常任理事会	7日(木)	正副会長会
16日(金)	大隅支部総会	9日(金)	第2回常任理事会
17日(土)	熊毛支部総会	14日(木)	鹿児島専門士業団体協議会
23日(金)	鹿屋支部総会	23日(金)	熊本会名誉会長 高木昭次氏旭日双光章受章祝賀会
24日(土)	鹿児島支部総会	24日(土)	九B第2回会長会議
26日(月)	第1回境界鑑定委員会	26日(月)	会長当時の苦情書類調べ
28日(水)	14号室購入についての打合せ	30日(金)	鹿児島県弁護士会・司法修習生対象 「測量、地図、境界の実務」について講師
5月 7日(金)	川内支部総会	30日(金)	表示登記実務連絡会事前打合せ 表示登記実務連絡会
7日(金)	霧島支部総会	8月 1日(日)	境界シンポジウムinふくおか2010 九B広報担当者会同
7日(金)	南薩支部総会	3~4日(日) (月)	筆界特定制度に関する指導者養成 研修会
8日(土)	出水支部総会	20日(金)	総務・財務合同委員会
11日(火)	第1回綱紀委員会	20日(金)	業務研修委員会
12日(水)	総会事前打合せ	20日(金)	社会事業委員会
13日(木)	鹿児島地方法務局曾於出張所管内表示 登記事務打合せ(規則一部改正等説明会)	20日(金)	広報委員会
15日(土)	大島支部研修会(オンライン申請について) 大島支部総会	21日(土)	第1回支部長会
20日(木)	第1回理事会	21日(土)	第2回理事会
20日(木)	平成22年度定時総会	29~30日(日) (月)	日調連親睦ゴルフ千葉大会
21日(金)	司法書士会総会	9月 6日(月)	役員協議会
21日(金)	法務局との打合せ(筆界特定制度と センターとの連携について)	6日(月)	公嘱協会通常総会
25日(火)	第2回境界鑑定委員会 (旧霧島市歴史資料 館にある沿革に関する古文書収集作業)	9日(木)	報道機関訪問(法の日周知)
6月 1日(火)	鹿児島県庁にて14条についての話 合い	12日(日)	福岡会 阿部熊光氏黄綬褒章受章祝賀会
5~6日(土) (日)	九B第1回会長会議	17日(金)	永田優治相談役 法務大臣表彰受賞祝賀会

各部だより

総 務 部

総務 福崎秀一

1. 関係各法令等への対応、規則等の見直し修正
(ア) 関係法規等、実態との整合性を検討し、必要に応じて会則等の変更及び見直し等の整備を行い、ホームページに掲載予定
2. ホームページ改良による会員相互情報交換化推進およびメール会員増強運動
(ア) 情報の伝達が、迅速かつ魅力ある提供が推進できるように検討
3. 電子申請の推進
(ア) 環境設定等に関しては、一応の研修は完了したが、来年度のシステム一部変更に伴う動向、ICカードの期限失効に伴う更新手続きの案内
4. 事務局の合理化
(ア) 司調センター1 階事務所（1 4 号室）取得に伴い、事務局移転の準備、あわせて3 階の現事務局の利用方法の検討
5. 政治連盟との連絡・協調
(ア) 土地家屋調査士の知名度を高めると共に、業務範囲の拡大に向けて、政治連盟と連携を取り活動の必要性、重要性を会員に周知するための協議会の検討

財 務 部

財務 真砂公一郎

本年度の事業計画に基づいた活動状況を報告いたします。

先ず、定額会費・比例会費については、誠実（納期を守る）かつ正確（納付金額を間違えない）な納入が健全な会務運営をささえることとなりますので、会費の納入時期、比例会費の納入算定根拠を再確認できるものを作成し告知ならびに配布いたしますので、今後とも宜しくご協力をお願いいたします。

次には、財務分析・推移予想を行い会費値上げの是非について等の検討を行っています。特に、共済関連基金積立においては、現状で廃止・清算した場合には約 765 万円の資金不足となりますので、現状の制度維持か、減額清算か、廃止清算のどれを選択するかを財務分析・推移予想とリンクした検討で結論を出したいと思います。

最後に、適正な会費納入をしていただいた後は費用対効果の高い支出でなければいけませんので、各支出項目の精査を行いつつ今年度の各部事業計画がそれぞれ達成できるような資金繰りを心がけていきます。

業務研修部

業務担当 木村勝雄

平成22年8月20日業務研修部の全体部会を開催し、業務関係の各事業につき担当を決め、本年度の事業につき協議しました。

内容等は次の通り、

1. 「業務の改善に関する研究」

(1) 規則93条関係の不動産調査報告書の研究

現在、日調連において不動産調査報告書の様式改正に向け検討が行われており、本年10月の九州ブロック協議会担当者会同において経過報告が行われる事となっています。内容次第ですが、対応を研究し、報告したいと思います。

それと、調査報告書は、申請時に具体性に欠けていないか、記載漏れ等がないかを再度点検して、正確なる作成を心掛けて下さい。

(担当→他の事業の進捗状況をみて担当を互選)

(2) 調査・測量実施要領に関する研究

本年度総会において会則に位置付けられた平成17年発行の調査・測量実施要領第6版(鹿児島改訂版)は本年7月1日より施行となっていますので留意下さい。又、日調連において改訂を検討していますが、改訂版が示された段階で研究する予定です。

(担当→他の事業の進捗状況をみて担当を互選)

2. 「登記基準点の設置に関する研究」

本年度は川内支部において認定登記基準点(1級の予定)を設置します。併せて研修の場となればと考え、有意義な事業となるように、支部の方々と協議しながら進めて行く予定です。現在、暑い中、山に登られ大変な思いをして計画選点に入っているとの報告がありました。

(担当→徳留委員と井戸委員と小山田委員)

3. 「資料センターの充実」

本年度は霧島支部の旧大口市の伊佐地区土地改良事業関係の資料につき収集を行います。現在、支部の地区担当の方が、膨大な資料のスキャニングの作業に着手されています。資料情報が、もたらせられてより2年、根気強く対応して頂いた支部担当の方のお陰を持って収集となりましたことを御報告します。

又、本年8月、鹿児島市中山地区地図整備・確定図の資料提供を受けました。これはモデル事業で本会が行ったものであり、会史的資料として探していたもので、提供を頂いた方に感謝いたします。尚、網図関係等が不足しています、お持ちの方が有りましたら、県会へ一報を御願いたします。

その他の地区につきましても、資料情報を募集します。

(担当→伊佐地区整理サポート担当内野委員・その他地区担当は福元(浩)委員・上野(英)委員)

4. 「業務の報酬に関する研究」

本年度第1回研修会の講師の先生より、「作業時間と作業効率からの報酬額試算表」作成のためのエクセルファイルと業務管理 Access ファイルの提供を受けましたので内容及び活用方法、並びに使用についての難易度・問題点を検討することになっています。

(担当→山本委員・内野委員)

5. 表示登記実務連絡会について

本年度第1回の連絡会を11月頃に開催する予定でいます。つきましては、協議事項を募集いたしますので、9月末までに御願います。(別送にて募集は連絡)

但し、NET-RTK-GPS (VRS/FKP) 関係は議題予定となっていますので募集除外。

(担当・議題整理→有馬委員・上野(英)委員)

その他 来年2月14日にオンライン申請が変更になる事が決定しています。各部と連携して混乱を招かぬように配慮します。

以上が会務報告です。

例年は鹿児島支部に於ける事業が多いのですが、本年度は、霧島・川内各支部の方に御苦勞をお掛けしますが、どうぞ宜しくお願いします。

業務研修部

研修担当 谷口正美

昨今の調査士を取り巻く環境の変化に対応するために各種の研修を受講することは必須となっております。また、土地家屋調査士法第25条では「調査士は、その所属する調査士会及び調査士会連合会が実施する研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。」とあり、研修の重要性を説いています。

「土地家屋調査士専門職能継続学習(土地家屋調査士CPD)」が正式に導入され、公開の同意を得た会員のCPDポイントを本会ホームページに公開することにいたしました。今後も「研修受講カード」にて各会員の研修受講状況を把握いたしますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

今後の研修会予定

1 会員研修会

(1) 土地家屋調査士制度制定60周年記念講演会及び第2回会員研修会

日時 11月19日(金) 10:30~16:30

場所 マリンパレスかごしま 鹿児島市与次郎2丁目8-8 TEL099-253-8822

①第2回会員研修会 10:30~12:00

「筆界特定について(仮題)」 講師 吉本社会事業部長

②土地家屋調査士制度制定60周年記念講演会 13:00~16:30

「日本の ADR を再考する」

講師 レビン小林久子九州大学大学院法学研究院教授
記念事業「登記基準点設置事業」発表

(2) 第3回会員研修会

日時 平成23年1月29日(土) 10:30～16:00

場所 鹿児島県建設センター 鹿児島市鴨池新町6-10 TEL099-257-9211

「オンライン申請について」講師(株)リーガル 大塚営業部長

平成23年2月14日(月)に新オンラインシステムが運用を開始されます。

この新オンラインシステムの詳細について研修をいたします。

なお、大島支部・熊毛支部の皆様には、地域性を考慮して、会員研修会のビデオ研修（レポート提出でCPDポイント付与）を実施しております。

2 第6回土地家屋調査士特別研修

特別研修を受講することは、ADR代理関係業務という新しい領域に踏み込んで、新たな調査士像を構築する絶好のチャンスとなるものです。また、調査士制度の歴史の中でも一つの大きな転換点になるものです。皆様の積極的な受講をお願いいたします。

なお、本会では、広島会が作成した「導入研修」「プレ研修」のビデオを使って受講者のバックアップをいたします。

実施日

①基礎研修 平成23年2月11日(金)から13日(日)連日3日間

②グループ研修 平成23年2月14日(月)から3月18日(木)までの
15時間以上

③集合研修 平成23年3月19日(土)、20日(日)連日2日間

総合講義 平成23年3月21日(月・祭日)

④考 査 平成23年4月2日(土)

3 九州ブロック新人研修会

実施日 平成23年2月5日(土) 13時～2月7日(月) 15時まで

4 調停トレーニング 11月20日(土)～11月21日(日)

講師 レビン小林久子九州大学大学院法学研究院教授

定員 30名 受講料 5,000円

詳細は、別途お知らせいたします。

※研修についてのご意見ご要望がありましたら、事務局までお知らせください。

広 報 部

広報 田中亮一

平成22年は「表示登記制度創設50年」「土地家屋調査士制度制定60周年」ということで日調連が記念事業を企画しております。例年各単位会で開催しております10月「法の日」月間の無料法律相談会を今年は法務省と共催し、県内の相談会場（6ヶ所）に法務局職員が相談員として参加をされます。各相談会場の支部長、責任者、会員の方々にはご協力いただきますようお願いいたします。

このほかの記念事業としまして、小説「境界殺人」の原作のドラマ化が決定しており平成23年春放映の予定であります。詳細につきましては明確になり次第お知らせいたします。今回の会報「かごしま」はホームページでの公開という初めての試みであります。

優秀な広報部委員の方々により作成していただきました。紙印刷に劣らない、それ以上であることはご覧いただいたとおりであります。

この他に事業目的のひとつであります測量時における隣接地所有者等への説明パンフレットを作成中であります。今後とも広報活動のご理解、ご協力をお願いいたします。

社会事業部

社会事業 吉本 健二

社会事業部の業務内容は以下の様になっております。

1. 地図の作成及び整備に関する事項
 - (1) 効率的な14条地図作成に関する研究
 - (2) 都市部地籍整備によって推進される地図作成及び整備等に関する対応
2. 筆界特定制度に関する事項
筆界特定制度の円滑な運用に向けた対応
3. 公共嘱託登記に関する事項
 - (1) 公共嘱託登記関連業務に関する環境の整備への対応
 - (2) 災害基本協定の締結
4. 社会奉仕活動の推進

上記いずれの事項におきましても、土地家屋調査士の基本となる業務であります。皆様のご協力を宜しくお願い致します。

また、社会事業部の委員は昨年に引続き吉本、前田辰朗理事（鹿屋支部）、大重吉輝委員、宮脇謙舟委員、西英孝委員（鹿児島支部）の5名が担当致します。宜しくお願い致します。

[***** 目次へ *****](#)

調査士を取り巻く現実と 公嘱協会の公益法人申請について

副会長 原田昭文

以下の文章は、先日「第1回全国ブロック協議会長会同」の議題募集によせて、取り上げていただきたくお願いしたものです。1. は調査士制度の現状における問題点として、2. は今後の公嘱協会における公益申請問題を考えるときの一つの方向として、何れも一つの提案として会報用に編集しました。会員の皆さんに、一緒にお考えいただければ幸いです。

1. 調査士の業務受注に価格競争を適用する条件が整っていないのに競争受注になっている問題。

一般事件では、利用者のニーズは低価格にあり、そのニーズはそこに競争があって初めて実現される。公嘱事件でも世の中の流れとして入札を避けることは不可能で、調査士同士、或いは調査士法人や公嘱協会が入札に参加することは推奨されるべきだ。

われわれ調査士は、このような意見を耳にしながら競争受注制度を受け入れてきました。

私は、公正取引委員会の報酬基準撤廃指導以降、混乱する調査士制度と不明瞭な報酬自由化の説明に疑問を感じています。もちろん独占士業が以前の報酬基準を取り戻すことを求めていくべきだと言っている訳ではありません。今までの競わない公定料金制度は、利用者の側からは理解し辛く独占的で、調査士側からは業務の合理化を阻害する傾向がありました。しかし、競争原理を導入するに当たって、競争が可能な環境の整備がされないまま今日に至っています。

例えば、競争している商品が家電品なら JIS 規格もあります。実績と信用を加味して値段的提示差を検討することが可能なさまざまな情報があります。しかし調査士業務には、JIS 規格の様な第三者の手によるフィルターはありません。しかも専門性の高さから一般の発注者に業務の良否の判断は殆どつきません。それなのに価格の自由化を導入するにあたり、今までの競わない公定料金制度に何の手も加えなかったものですから、審判のいない競争になりました。サッカーの試合では審判がいても、その目を盗んで陰でユニホームを引っ張ることは毎試合です。ましてや審判がいなくなると、その結果はファールをしたものに圧倒的に有利になります。残念ながら我々の業界は既にそうなっていると思われます。適正な業務を前提に競争が行われるためには、ダンピングかそうでないか、必要な筆界復元や測量検証を欠かさずに業務を遂行しているか。それを常にチェックできる、業務の品質を監視する機関の創設が必要だと考えています。

全業務を監視するのは無理でしょうが抜き打ちの10件に1件、あるいは疑問が提示された事案だけ、少なくとも数10件に1件は検査して、不足する作業や問題点を育成を目的として、指摘・指導していくことが望まれます。しかし、常習性がある者や悪質な事案は摘発することもやむを得ないと思います。

【誰が審判をするのか？】

「法務局が既にチェックしているではないか。」という調査士はいないと思います。やはりカウンターの向こうからの法務局のチェックは登記システムを運営する一環として行われるもので、いちいち調査士の専門的な瑕疵まで及ぼす余裕がありません。

「そのために調査士会があるのではないのか。」と言う声が聞こえてきそうですが、我々調査士会役員は審判では飯が食えません。我々自身もプレーヤーなものですから。調査士会という組織で検討できるのは問題が発生したことが明白な懲戒事例になるような事件だけ、氷山の一角です。

このような十年後に発生する問題を待ってチェックするようなことでは将来の調査士システムの劣化に対処できず手遅れです。

調査士の仕事を検証できるのは調査士です。そこで、選任された調査士達が正当な報酬を得ながら、月に数日程度を費やして他の調査士の業務をチェックするということとはできないでしょうか。

【そんなコストはどこから出すのか？】

公正取引委員会が税金でまかなわれているのを考えるとそれを補完する機関ですので公的資金でお願いしたいところです。しかし、そんな金が出ることは今の状況では想定し難いので、それが無理な場合、我々の費用そのものから出すしかないと思います。その分はコストにかかってきますが公正な競争を維持するためには必要なコストです。つまりプレーヤーが審判を雇うことになります。

先日、NHK の番組 A to Z で急増する弁護士トラブルを取り上げていました。弁護士が口利き屋を使った不当な受託をしたり、相手側から受け取った金を依頼人に返さなかったり、裏社会と手を組む者までが取材されていました。番組では、原因は報酬の自由化と増えないパイにあるとしましたが、報酬の自由化に相応するシステムの構築がなされないことが最大の問題だと思います。番組では弁護士会の対応に甘さがあるとの指摘がありましたが、従来のような会の対応だけでは十分な対処は望めないことは調査士会と同じです。違うところは、弁護士は専門性から来る法的権威により不当な業務を糊塗しようとするのに対し、調査士は専門性から一般人には見えない復元業務等を手抜きすることが最も起こりやすい不当な業務となることです。

この様な傾向は士業全体に言えることで、手立てを行わなければ悪貨が良貨を駆逐する現在の傾向が続きます。

2. 公嘱協会は我々のステージを確保する大切な機関。調査士システムの一部だと考え公益法人問題をともに考えて進んで欲しい。

公益法人制度改革に伴い全国の公嘱土地家屋調査士協会は、出口の見えない迷路に入り込んでいます。明確な指針もないまま、公益法人に向かうか一般社団法人になるか、はたまた解散か。今後の各公嘱協会の有り様はそれぞれの判断に委ねられている状況です。

改正された調査士法 63 条で、「その名称中に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する**一般社団法人**は、」と公嘱協会の形態を**一般社団法人**と規定している。だから公益認定は無理だと短絡的な結論を出した人には、一般社団法人は公益社団法人も包含する名称であり認定法のハードルを越えるかどうか不明の状態で公益社団法人と条文化するのは、公嘱協会の選択肢を奪い、存続そのものを危機に陥れる可能性があるので一般社団法人とするしかないと説明しておきます。しかし、この条文が一般社団法人でも存在可能な公嘱協会を認めたことにより、公益法人となりうる公嘱協会は果たして存在するのか。存在するとすれば如何様なロジックによるものなのか。これまで溜めてきた疑問の解答をそろそろ出さなければなりません。

私は、昨年夏に全公連の公益法人対策室に公益法人として認定申請する際の公嘱協会の姿をレポートしました。以下はその抜粋です。

調査士法 63 条の「官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的」とするのみでは通常の調査士業務である。登記の知識や測量技術あるいは機材といった、単に業務を処理するアイテムは一般法人でも当然持っているべきもので前提に過ぎない。公益認定されるためには学術・技芸などの「公益性の核」の部分が伴わなくてはならない。この部分で我々が持っていなければなら

ないものは、地図や登記の沿革といった長年培われてきた地籍情報、基準点情報や地図、測量図、丈量図、登記情報、杭情報から立会情報、さらにそれらの情報を発信・収集しやすく大量、多様なニーズを処理するノウハウとしての GIS 化を図ること。さらにはこれらの情報を道路設計や急傾斜工事、境界問題等の使用目的の範囲内において適正に開示することだと考える。これらの情報やノウハウ無くして一般法人との差別化は図れない。言い方を変えれば、この情報を収集し活用し社会に貢献するために公益社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会は存在するということになる。

これらの情報は、現在どちらかといえば調査士会を中心に収集されているが、予算化が困難で機動性に欠ける。その欠点を補い、集めた情報を広く社会に活用する意味でも公益法人となった公嘱協会にあるべきものとする。

さらに GIS 化が進めば都市計画やハザードマップや災害復旧等への転用も可能になり、新たな公益目的として付け加えることも可能である。(我が協会では、京都大学防災研究所の桜島火山噴火予知調査に協力して GPS 観測やレベル測量を社員が手伝っていて、この分野の手始めとしている。)

公嘱協会は、業務から得られる情報を限無く吸い上げるために、社員をこれまで以上に組織化し有機体として業務の管理を一元化すべきで、そこから得られた果実である地図情報等を管理し社会全体に役立てることになる。

我々の検討では配分委員会といった業務の入り口だけの組織に代わり、業務管理委員会という組織が、業務の受注と処理社員の指定、事件推移から納品、地図への反映等の情報化に至るまで一貫して把握する。業務管理委員は複数で理事会から独立し権力の均衡においても機能し、業務の処理内容は組織内において運営の明確化を図るため公開する。

当然、報酬は社員個人が処理した報酬より比例会費として受け取るのではなく、協会が法人として受注したものの中から地図等情報化に要する経費、業務管理委員会の管理経費、事務経費等を控除して、事案毎に要した処理社員へ実費弁償として支払うことになる。一方、定額会費の位置づけは、社員の協会への通常運営経費支払い（一般法 27 条）である。

処理社員への支払い（実費弁償）は社員の生活を営むうえに当然、必要・十分なものとならなければならない。処理社員個人の生活が成り立たないような報酬では社団法人の事業の継続はあり得ない。一つの事業で経費を控除することが出来なかったり、赤字となったりする事業は、協会が補填できるように管理経費に余裕があるべきで 1 事業で常に完結することは不可能であろう。

収支相償の原則（公益目的事業において、事業による収益がその実施に要する適正な費用を超えてはならないという規定。）は最小単位でも公益目的事業単位であり、個別の契約ごとの収支相償を意味しない。全ての事件で利益を出さないとすると全体では確実に赤字になるので当然である。しかし、収支相償になるべく個別の契約も慎重に積算する必要がある。なぜなら公益性や公平の観点から個別契約の妥当性を考慮する必要がある、監督行政庁によるチェックもそこに及ぶと考えるからである。

しかし収支相償は随意契約の正当性の根拠でもありうる。監督行政庁による従前より厳しいチェックや情報の開示が義務づけられている。さらに公益認定基準に収支相償があるのならば、それは公的に認められた適正価格ということになる。官公署が公嘱協会に公益法人認定を求める理由や公益法人が入札を回避できる可能性があるとする主張の一つの根拠はここであろう。

入札については、我が協会の公益目的事業の趣旨である「1 件の業務がそのことだけに留まらず地域社会全体の価値ある情報として蓄積される」ことを発注機関に理解して貰い、できるだけ

避けるべきである。止むを得ないときは、社員個人の業務処理に対する実費弁償を基礎に協会が個別に検討した価格をもって入札に望むが、不当に安い落札価格の場合、何らかの対処をする必要がある。競争入札が悪だとは言わないが、社会性、専門性の高い調査士業務の場合、調査士が見なければ調査士の手抜きは解らない。姉齒事件に見られると同様の構図である。一件の業務毎に最低価格を競争していたら、公益法人ほど条件や監督が厳しくない一般社団の場合、手抜きをする法人が現れても不思議ではない。また競争原理は運営ぎりぎりの費用での積算を課するので、経費削減を図らざるを得ない。情報整理のコストを削れば、調査士が個人で事件を処理していたのと同じように、情報が散逸してしまい同じ作業の繰り返しに陥る。

廉価事業は、それ自体の公益性が高い場合に限り、社員のボランティアを含めて検討する。

今回の公益法人制度改革は、その透明性の確保に特徴がある。いかなるシステムを持とうとも透明性に欠けるようでは従来の公益法人で生じた法人の私物化は防げない。透明性の確保には組織外部へのものと組織内部へのものがある。

組織外部へのものは認定法20条ないし22条等にあり、さらに監督行政庁に報告し検査を受けなければならない（認定法27条）。

組織内部への透明性の確保は、組織運営を社員自らの責任において行う法人自治において必要欠くべからざるもので、また認定法5条3号の「社員、評議員、理事、監事、使用人その他政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること」という基準を満たすためにも必要である。社員の個性や能力を考慮して公正な業務指名が行われたか。業務や事業が地域や発注機関が求めている質や、量に応えられているかを社員各自が判断できないと法人運営の基礎をなす社員総会は成立しない。

以下は認定申請のポイントであるが

事業の種類（別表の号） 17

本協会は、官公署等の公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記等に必要調査、測量、登記業務を受けることにより、登記情報・地図情報の整備収集をおこない、不動産の公示の明確化に寄与することを目的とする。本協会の事業は、別表17号ないし20号の事業に該当し社会に広く公益性を有するが、特に17号の「国土の利用、整備又は保全を目的とする事業」に該当する。

申請時に申し出るチェックポイント事業区分は 6. 調査、資料収集を中心にする。

1. 土地家屋調査士である社員の専門的職能、技術を提供し、登記情報や地図情報を整備することにより都市計画、土地利用、防災のための資料として不特定多数の者の利益の増進に寄与する。
2. 登記情報や地図情報は、公共機関による都市計画その他の事業を通じ利用される。また収集した資料は筆界復元や紛争解決に、専門家である土地家屋調査士の助言の元に広く一般に公開される。
3. 土地家屋調査士である社員が専門家として、現在までの登記情報や地積測量図、地図情報を読み解き、筆界を復元し、測量技術を提供し、さらなる情報の蓄積に努める職能を提供している。
4. 専門的職能を全てに必要とするため、外部に事業を全部委託するようなことはない。

以上述べてきたように公益法人としての公嘱協会は、崇高な目的の下、困難な作業を伴わずにはならず、さらに公益目的達成のための努力や経費が必要になると考えている。しかし、もともと公益法人とはそうしたもので、これまでの公嘱協会は法律で特別成立を認められた例外的存在だと言えるのではないかな。

公益法人制度改革は公嘱協会が本来の公益法人に脱皮できるかどうかの試金石といえる。もし脱皮できたとしたら、地域社会に無くてはならない、しかも調査士制度をバックアップする機能さえ持ちうる存在になる可能性を秘めている。

以上がレポートの抜粋ですがこのような公益法人たる公嘱協会を目指すべきだと考えています。しかし、我々はまだまだ勉強不足です。一般社団になったときの利点や不利益も含めて総合的な判断が必要です。

ぜひ公嘱協会の公益認定を我が事として、協会社員のみならず調査士全員が積極的に考えていただきたいと切望いたします。それが将来のゆるぎない調査士制度確立に寄与することになると考えます。

最近、滋賀の鑑定士協会が公益認定を受けたことを知りました。公共機関から業務の受注を受ける窓口でもあるので公嘱協会とかなり似た組織です。その申請内容は我々を勇気づけてくれます。

***** 目次へ*****

「境界問題相談センター かごしま」だより

センター長 谷口正美



会員の皆様には、センターかごしまの運営にご理解とご支援をいただき感謝申し上げますとともに、さらなるご協力をお願いいたします。

センターかごしまは、鹿児島県弁護士会の協力のもと、全国で14番目、九州で2番目の境界センターとして、平成18年8月28日に開設され、4年を経過いたしました。また、平成19年8月10日に法務大臣の『指定』を受け、調査士法第3条第2項に規定する認定調査士が代理人（ただし弁護士との共同受任が条件）として活躍できる民間紛争解決機関でもあります。

全国では、44の単位会が境界センターを設置しており、11月に大分会が開設すると九州ブロック8会すべてに境界センターが設置されることになります。

平成22年8月末までの取扱件数は、次表のとおりです。このうち、調停が合意に達したものが2件あります。この調停合意の2件とも国土調査に関する事案でした。

法務省と日本土地家屋調査士会連合会との間で、土地の境界をめぐる紛争について、制度の利便性を向上させ、利用者の総合的な満足度を高めていくための方策の一つとして、筆界特定制度と土地家屋調査士会が運営する境界問題相談センターとの連携について検討を行い、本年10月を目途に、各法務局・調査士会ADR（土地家屋調査士会）の具体的な連携が開始されます。

（表1）取扱件数処理状況（平成18年8月28日～平成22年8月31日）

年 度	電 話 照 会	事前相談			相 談			調 停							
		実 施	相 談 申 込	調 停 申 立	相 談 受 付	終 了	調 停 申 立	調 停 受 付	継 続		却 下	取 下	不 応 諾	不 調 議	合 意
									参加 交渉中	調停中					
18	69	39	6	0	6	3	3	3	0	0	0	0	1	0	0
19	76	40	1	5	1	0	1	6	0	0	0	1	1	0	0
20	58	15	1	5	1	0	1	6	0	0	0	1	4	4	2
21	47	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
22	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	265	117	8	10	8	3	5	15	0	0	0	2	6	5	2

主な連携の内容としては、事前相談（無料）における連携の場面においては、筆界特定制度、調査士会ADRについて、それぞれの制度の内容、効果、費用等を説明するとともに、それぞれの手続によってどのような解決を図ることができるのか、どのような限界（制限）があるのかといったことを十分に説明し、当事者が十分に理解した上で制度を利用することができるようにする必要があることから、同一の相談票及び説明資料（境界の問題に困ったときの二つの制度）を用いて当事者に説明することなどがあげられます。

会員の皆様も、この説明資料（境界の問題に困ったときの二つの制度）を十分にご理解していただき、日常業務での筆界特定制度、調査士会ADRの必要性を説明する資料としてお使いください。

[*****目次へ*****](#)

境界の問題に困ったときの二つの制度

	筆界特定制度	土地家屋調査士会ADR
概要	鹿児島県地方裁判所で実施 土地の筆界について、筆界特定登記官が、所有権登記名義人等の申請により、申請人・関係人等に手続への参加の機会を保障しつつ、専門家である筆界調査委員の意見を踏まえて、その判断を示す制度です。	境界問題相談センターかごしま（弁護士会との共同運営）で実施 裁判外紛争解決手続の1つであり、筆界が明らかでないことに起因する所有権等に関する紛争について、土地家屋調査士・弁護士が協働して、相談・調停等を行い、当事者間の話し合いによる解決を進めるものです。
対象	筆界	境界問題全般
特長	【効果】 筆界の位置について、行政レベルでの判断を示すものであり、裁判によるまでもなく、迅速に適正な筆界についての判断を得ることができます。	【効果】 調停が成立した場合には、合意内容を記載した和解契約書を作成（契約により当事者を拘束）します。 ADR法の認証を受けているセンターにおいては、時効中断効等の法的効果が付与されます。
	【期間】 標準処理期間は6か月です。 （事件の内容等によっては、更に長くなることもあります。）	【期間】 相談の受付から調停成立までに要する平均的な期間は9か月（年）です。 調停期日の設定などにおいて弾力的な運営が可能です。
	【費用】 ・申請手数料と手続費用が必要です。 申請手数料は、特定を求める筆界に係る対象土地の価格によって算定します。 手続費用は、測量、鑑定等に要する費用です。 ・代理人によって申請する場合には、代理人費用が発生します。	【費用】 ・手続費用が必要です。 手続費用は、センターが定める費用規程によって算定します。 相談費用、調停申立費用、期日費用、調査費用、成立費用、鑑定費用などが必要になる場合があります。 ・代理人によって申し立てる場合には、代理人費用が発生します。
	【資料収集】 ・当事者の提出した資料のほか、法務局が職権で必要な資料を収集します。	【資料収集】 ・当事者による資料収集が原則です。 ・ADR認定土地家屋調査士又はセンターに相談することができます。
	【注意点】 土地の明渡しや工作物の撤去などの問題を取り扱うことはできません。	【注意点】 相手方がセンターの話し合いの出席のお願いに応じていただけない場合は、手続を進めることができません。
専門的知識の活用	筆界調査委員（土地家屋調査士等）	弁護士・土地家屋調査士
和解、調停	できません。	できます。

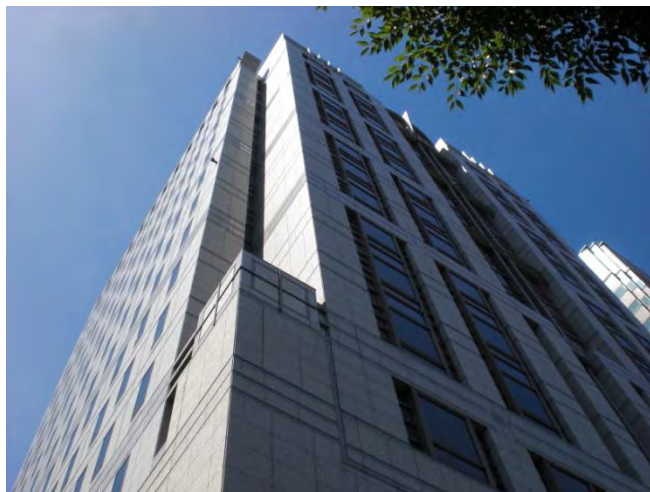
筆 界：過去に一筆の土地が登記された際にその境を構成するとされた線（公法上の地番界）。

所有権界：私法上の境界とも言われ、当事者の合意等により移動するため、筆界と異なる場合があります。

日米ADRシンポジウムに参加して

運営委員 鳥越 健

去る9月2日(木)に、東京弁護士会館で開催された日米ADRシンポジウムに参加してきました。参加者204名、米国の報告者



2名の他、学者・弁護士・裁判官・隣接士業・学生等ADRに関わりのある方々の集まりでした。本会が大変お世話になっているレビン小林久子先生をはじめ、稲葉一人先生、和田直人先生、山田文先生らも参加されており、さながらADR関係のオールスター戦といった雰囲気です。熱気を帯び、「日本におけるより良きADRの実現と飛躍の普及を目指して～日米ADRの現状から学ぶ～」と題されたシンポジウムは、冒頭から「眠れる巨人ADRの目をどうやって覚まさせるか」という実行委員長岡田康男先生(東京弁護士会)の問題提起で幕を開けました。

ところで、なぜ私のような田舎者がこのような一見、場違いの会に行ったのかということですが、ADRはもともとボランティアで実務と関係ないから興味もないといった多くの一般会員の皆さんの声や、センターの委員になったが実際の相談はほとんどなく熱意が失せたといった意見、金と時間を浪費してADR代理認定資格は取ったものの弁護士との共同受任などできようはずがないといった批判を聞くにつけ、非常に残念に思っていました。確か平成16年だったと思いますが、福岡の研修で初めてADR技法に出会い、ロ

ールプレイでそれを体験した時、この方法こそ人と人との心の争いに終止符が打てるものだ」と深く感動しました。そしてADRの考え方こそが未来の法律系資格者像を変えていくと今でも信じております。そういった中で今年は自分に命題を与えました。ひとつはセンターかごしまを活性化させるにはどうしたらよいか。いまひとつは弁護士との関わり方を見極めたい。このふたつの解答を求めに福岡に2回行き、そして今回の東京を他会の会報で偶然知り、行ってしまったというわけです。結論から述べますが、ふたつとも自分なりの解答を導き出せた」と自己満足しております。機会がありましたら、このことについては意見を言わせていただきたいと思います。

さて、東京に話を戻します。前半は、ADRの先進地である米国のADRの現状や世界の調停の動向を、ニューヨーク市のダン・ワイツ弁護士とロースクールのリーラ・ラブ教授が行い、アジアの調停の現状をレビン小林教授が行い、世界と日本の比較検証を行いました。

ADRが広がって15年程の米国では、民間法人ADR手続実施機関がいくつもあり、



ニューヨーク州だけで年間約4万件的調停が実施され、ビジネスとして成り立っているとのこと。日本の弁護士が、「報酬はいくらもらえるのか。日本では、努力してやっと1件10万円もらえるようになった。」という質問をしたところ、ワイツ弁護士が、「米国では、平均750ドル/時、または10000ドル/日もある。」と答え、会場はどよめきました。また米国には、和解弁護士という和解専門の弁護士もあり、例えば企業間で取引がある際

にはまず、万一紛争が発生した場合、いきなり訴訟によらず、まずADRで解決を図る協定を結ぶ常識があり、そういった場でも弁護士が活躍しているそうです。



ただ、ADRで仕事ができるためにはADR技法を身につけないといけません。残念ながら時間をかける以外には近道はないらしく、中には200時間ものトレーニングコースもあるということで、まさに、トレーニングに次ぐトレーニングという表現。ちょっとロールプレイをやると言ったらすぐ逃げ腰になる、どこかの国の士業さんには、気の遠くなるような話でした。

ADRは、もはやEU・ロシア・アジア等世界に急速に広がりつつあり、それに比べて、なぜ日本に普及していかないのか、巨人を眠らせたままなのかが後半の焦点となり、次第に、ADRについて消極的な弁護士業界と、当事者の同席・対話を重視しない裁判所の民事調停制度に矛先が向けられていきました。

なお、日本やアジアにADRが根付かない原因を探られるため、レビン小林先生は、このわずか2日前の8月30～31日に九州大学で、アジアのADR研究者の円卓会議を開催され、先出の2名の米国の先生も同席されたとのこと、しかもレビン先生のご提案でこのシンポジウムも開催されたとのこと、改めて先生の行動力と世界のADRへの影響力の高さを思い知らされました。

弁護士会の中でも、ADRに対する温度差はかなりあるようで、先駆者の代表格として

は、岡山弁護士会。ここは歴史も古く、設立は13年も前だそうです。年間約100件の調停があり、そのうちなんと約80%が解決しているとのこと。私など、1件調停してへたばった苦い経験があり、年間2～3件もあればおそらくアル中になって病院送り間違いなしでしょうに、桁違いの調停を実施している岡山弁護士会の委員は化け物だと思いました。ただ、裏話を聞いてみると、仲裁人補助者制度という規定をつくり、登録5年未満の弁護士をなんと無報酬でベテラン弁護士の調停に付け、次代の委員を養成しているなど、我がセンターかごしまの推進員制のはるか上を行っていました。しかも、レビン小林先生によるロールプレイでのトレーニングや、京都大学の山田文先生に内規作成の教をを請うなど、およそ、プライド高き弁護士会のイメージではなく、その真摯な姿に、見習うべき点が多々あると感じました。

あと、発言の多かったのは東京弁護士会と第二東京弁護士会の先生方でした。ただ、個人的に例えば、同席調停をやってみて別席にはない発見があったとかいった程度で、調停は裁判所のものを利用しているのが現状で、ADRによる対話・同席といった特徴は理解されつつあるものの、ADRを利用しているとかいった積極的な報告はあまり聞かれませんでした。

そういった雰囲気を感じたのかはわかりませんが、そもそも今回の会場が弁護士の本丸である弁護士会館であり、スタッフも参加者も弁護士が圧倒的のはずなのに、弁護士が・・・だから日本のADRは根付かないといった方向へ話が向かってゆきました。

フルディスカッションでの声・声・声。裁判所の民事・家事調停はADRの発展のためには廃止すべきである。裁判官は調停にはかわらないほうが良い。自分がやらないのに人（隣接士業）にやらせない、そんな弁護士はADRには黙っているほうが良い。日本は裁判所の調停に縛られすぎである。弁護士はプライドばかりでADR技法の勉強をしたがらない、隣接士業のほうがよほど身に着けている、ただ事件が隣接士業には集まらず弁護士に集まるのが現実である。以上が、私が書

きとめた裁判所の民事調停制度や弁護士に対する辛口。ちなみに、発言者はみなさんのお世話になった稲葉先生をはじめ学者や、弁護士・裁判官です。どちらかといえば、同じ弁護士でも、裁判官出身の方々の発言が多かった印象です。裁判所の調停とはいえ、公平・中立を体験されているからでしょうか。あるいは、ADR自体を、米国研修等で触れられているからでしょうか。他に、弁護士の側から、ADR向きの事件はみな抱えているはずだから、ノルマ制にするくらいの気でADRを利用すべきといった意見もありました。この意見は、我が調査士業界にもそのまま当てはまりますね。

報告はここまでで、あとは私の言いたい放題のコーナーです。

話を聞いていて、私は、弁護士さんはやはり高度なプロなのだと思います。ADRに近寄るまいとする態度は、言わば彼らの「性(さが)」。職業倫理で依頼人の利益を守ることを第一とする立場からすれば、公平・中立の立場で傾聴して当事者同士の対話で解決させるなんていうADRの調停は、まずアレルギーが出て当然でしょう。片や、我々調査士ですが、士業の中でも真っ先にADRの紛争解決法に反応し、瞬く間にセンターを立ち上げました。思えば、これも「性」。日頃の境界立会いで同席調停をやっている身からして、当然の反応でした。(反対に、「ADR代理権」では全く弁護士と立場が逆転して、「性」から脱皮するのに苦しんでいますよね、認定調査士の皆さん。)

私は、常々思います。性格上、ADRの調停人に一番向いているのは調査士だと。他の士業とは日常業務のスタンスが、決定的に代理人でなく調停人に近い。彼我ともにそのことに気が付けば、頑張り次第では、将来日本のADRの中心にいることになるのではないかと真剣に思っています。そのために、今、どうすべきか。まずは、目先から、センターかごしまの活性化。そして、弁護士との関わり方の工夫。このふたつをセンター員のみならず、会員の皆さんも考え直していただきたいと思います。5年後、10年後、後悔しないために。

[*****目次へ*****](#)

公 嘱 協 会 だ よ り

理事長 大 重 吉 輝



日中はまだまだ暑いものの、今年の異常とも言える夏の猛暑考えますと秋の気配を感じる心地よい季節となりました。皆様おかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

公嘱協会は、今年度も法務局発注の法第14条第1項地図作業（鹿児島市玉里団地地区0.43平方キロメートル）をはじめとする業務を各支所の業務処理担当社員が順調に作業を行っています。7月23日からスタートしました各支所の総会も9月4日に11支所すべて終了し、9月6日には第25回通常総会が開催されました。上程させていただきました議案もすべて承認いただき、特に会費値上げにつきましては社員の皆様のご配慮により議案通り実施させていただくこととなりました。責任感をもって、より透明性の高い組織運営に努めて参ります。

また、公益法人制度改革においても公益法人移行を目指して申請準備を進めております。5年間の移行期間も残すところ3年あまりとなりました。平坦な道のりではありませんが、公益法人として社会的責任を果たせるように頑張りたいと思います。

今年も早いもので一年の4分の3が過ぎ去ろうとしています。公嘱協会設立25周年を迎え、また公益法人移行に向けて、公嘱協会も公益法人移行に伴う組織改革に取り組んでいます。と、同時に25年という歴史の重みと諸先輩方々のたゆまぬ努力の積み重ねが、今日の公嘱協会を形成していることを実感しています。

年初に今年の干支（十干十二支）である庚寅（かのえとら）の意味を調べる機会がありました。庚（かのえ）は三つの意味があるとのことで、第一は継承・継続。第二は償う。第三は更新。つまり庚は前年からのものを断絶することなく継続して、色々な改めるべきものを払い清めて償うとともに、思い切って更新していかなければならない。革命にもっていかずに進化にもっていく。これが庚の意味だそうです。また寅のうかんむりは建物、組織、存在を表し、真ん中は人がさし向かいになっている象形文字で、手を合わせる・約束する・協力する意を表し、下のハは人を表します。ですので「つつしむ」、「たすける」という意味があるようですが、一人ではどうにもならず、志を同じくするものが助けあうのです。つまり、庚寅は前年の流れを引き継ぎつつ、志を同じくする同士で助けあい、改めるべきは改めて進化させる年である。との事でした。

私は、この庚寅の意味が年初から強く印象に残り、執行部一丸となって改革に取り組んでいるところですが、今年3月に沖縄県公嘱協会が沖縄県に対して公益移行申請を行った結論が未だ出されていない現状において、公益法人移行申請につきましては、改革関連3法に即して革命的な改革の必要性をも感じているところです。鹿児島協会も翌23年度中に鹿児島県に対して移行申請を行う予定ですので、大変難しいことで

すが、本質をしっかりと見つめ、状況を正しく判断して、正しい考えのもとに正しい手を打つ必要があります。

すっかり恒例となりました京都大学防災研究所実施の桜島定点 GPS 観測が今年も行われます。公嘱協会主催でボランティア参加を計画しています。鹿児島県土地家屋調査士会、かごしま青年土地家屋調査士会にもご協力をいただきながら、近く皆様にご案内いたしますので、多くの方々の参加をお待ちしています。

今後とも、公嘱協会はその専門的能力を結合して公嘱業務を適正かつ迅速に行い、不特定多数の県民・市民の皆様に対して直接的に安心、安全を提供出来る組織であり続けたいと思っています。そのためにも桜島定点 GPS 観測等の社会奉仕活動の積極的参加が大変重要と考えますし、社員のみならず、一般に公開された研修会等の企画を行い実現したいと思っています。

さらに組織改革を進めていきながら来年に向けて今年の総括をしっかりと行い、来年は干支のごとく飛躍の年になればと思っています。

皆様のご協力とご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

[*****目次へ*****](#)

政治連盟だより

会長 川村 幸男



うだるような猛暑が続いており、連日“熱中症に注意”の警鐘が鳴るこの夏ですが、会員の皆様にはお変わりなくお過ごしのことと思います。

平素は、政治連盟へのご理解ご協力に厚く御礼申し上げます。

先の参議院議員選挙においては、皆様の全面的なご支援とご協力をいただきまして感謝しております。

今回の選挙は結果の通り、参議院においては与党過半数割れとなり、政局は不透明ではありますが、ここは一致結束して土地家屋調査士制度の更なる発展の為にも取組んでいかねばならないと思います。

これから色々な意味で新しい風が吹いてまいります。その風に如何に乗り、如何に対応するかで調査士制度の盛運がかかっていると称しても過言ではありません。

政治連盟の活動において、春の政連だよりでも報告したとおり、全方位外交で取組んでいる関係で、与党、野党の県議会議員との意見交換会（本会・公嘱・政治連盟）も実施できて、調査士のPR活動と公嘱の開発活動をしたところでもあります。その後間もなくして、県議会の一般質問にて与党、野党、両党の議員が地積測量図作成者（責任問題）の件、公共用地未登記の処理の件、地籍調査（専門家（調査士を活用すべき））の件を質問してくれました。たてつけに調査士に直接係る内容を質問していただいたのは、政権交代の効果？議員との意見交換会等の成果が出たものと喜んでおります。

また、県より公嘱協会にモデルケースとして、新たな発注が予定されているとの嬉しい話も聞いております。これは議員から行政側にプッシュがあったものと思います。このように特に公嘱の業務開発・受注方については、県議会議員及び市町村議員との関係を深めていくことが、非常に重要であると痛感する次第です。

政治連盟はこれからも皆様のご協力をいただきながら、地道な活動を継続的にし続けていかなければなりませんので宜しくお願いします。

先般、「土地家屋調査士政治連盟のしおり（小冊子）」を政治連盟への理解を深めてもらうために全調政連で作成したものを配付しています。Q&A方式で分かりやすく解説してありますので、政治連盟が全調査士のために政治活動をしていることが理解してもらえenと思います。土地家屋調査士会会員の全員に拝読していただき、政治連盟活動への理解を深めて、会員増強の促進に役立てていただくようお願いする次第であります。



目 次

はじめに

Q 1、政治連盟はどんな団体ですか？	P 1
Q 2、土地家屋調査士がなぜ政治活動を行うのですか？	P 2
Q 3、政治活動は、なぜ連合会・調査士会で出来ないのですか？	P 3
Q 4、土地家屋調査士の政治連盟は、いつ設立されましたか？	P 4
Q 5、政治連盟の組織はどのようになっていますか？	P 5
Q 6、政治連盟の運営資金はどのようになっていますか？	P 6
Q 7、政治連盟への入会手続きはどのようになっていますか？	P 7
Q 8、政治連盟と政治家との関係はどのようになっていますか？	P 8
Q 9、政治連盟はどのような政治活動をしていますか？	P 9
Q 1 0、政治連盟では今までどのような政治活動をしましたか？	P 1 0
Q 1 1、政治連盟の今後の活動にはどのような課題がありますか？	P 1 1
Q 1 2、政治連盟は今後の課題についてどのような対応をしますか？	P 1 2

この度、調査士会員全員に今一度、政治連盟の活動の意義と目的をご理解いただき、皆様のご意見を反映させてこれからの活動方針とするために、アンケート調査をお願いいたしましたので、その結果を報告いたします。

全会員をお願いいたしましたが、22名の会員の皆様からメール・FAX・封書にて回答いただきました。

【 アンケート結果 】

① 貴殿は政治連盟に入会していますか

はい いいえ

《 回答者22名が全員入会者でした 》

② 調査士制度にとって政治連盟の活動は、不可欠だと思いますか。

思う ⇒ 21名 (必要性を強く感じている)

(理由)

- イ. 調査士制度の維持・向上の為に必要。
- ロ. 法の規制を受ける国家資格ではあるが、政治家とのパイプがないと未来はない。
- ハ. 政治連盟の活動なくして調査士制度は進展しないし守れない。
- ニ. 行政を動かすには政治の力が必要(特に公嘱協会には必要。社員は当然に政治連盟に加入すべきである)
- ホ. 近隣専門職(測量士)に合併されるおそれがある。
- ヘ. 調査士制度が法によって成り立っている以上、立法機関である国会の構成員である議員に制度理解の働きかけをするのは当然である。

《 非常に前向きに将来を見据えた意見が多く心強く感じます 》

思わない⇒ 1名

(理由)

- イ. 今までの活動は社会的に利用されるだけで経済的向上は何もない。
活動方針を変えるべきである。

③ 未入会者の皆様で、入会されない理由をお聞かせ下さい。

《 未入会者の回答を期待しましたが、残念ながらありませんでした 》

※ 是非、入会をお願いします。

④ 会費(6000 円/年)について、どう思われますか。

高い 4名

安い 4名 1万円/年位(公嘱全員加入が条件)

普通(妥当) 16名 実績次第・会務に支障がなければいい

⑤ 政治連盟に対して、どんな意識をもっていますか。

- イ. 制度発展・充実・維持のためにもっと強くなってもらいたいし、必要不可欠である
- ロ. 公嘱業務については政治連盟が必要である（全員加入意識が必要）
- ハ. 制度が良くなれば全員が恩恵を受けることになる。
- ニ. 調査士制度を調査士のため、ひいては国民のためにより良くしていく会である。
- ホ. 制度を発展させる方策として調査士会と連携して提言するために実務的な連絡会議を定期的に関くべきである。
- ヘ. 会員には義務だけあって権利がない。
- ト. 会費の無駄使い。何の効果もない。

- ⑥ 議員連盟が民主党・自由民主党・公明党の各党にあり、全方位外交で活動していることについて、どう思いますか。

《 全員が制度を発展させ理解してくれる政党、会派を超えた全方位外交に賛成でした 》

- ⑦ 政治連盟は、これからどんな活動、どんな方向に進むべきと、考えますか。
（ご自由にご意見をお書き下さい）

- イ. 議員に調査士制度を理解してもらい、政党にこだわらず調査士のためになる政治家であれば応援する。
- ロ. 制度の充実、発展に努めて会員増に努めるべき。
- ハ. 活動内容の報告をすべきである。
- ニ. 調査士制度が良くなれば入会者も未入会者も平等にその恩恵を受けるわけで、その矛盾のない方向に進んでほしい。
- ホ. 士業の中では活動が弱い。10年先に負組士業とならないようにまず、役員の方、ベテラン組の方が積極的に入会して若手に範を示してほしい。
- ヘ. 国家資格として生き残りをかける時がそう遠くない先に来る。資格受験者の減少、開業意欲減少と若い人に魅力の少ない業界と受け止められている現状では組織の力は衰退する。国家資格に生き残るための活動をより本格的にしようとするとき、パイプがなければ意味がない。国、県、市町村の各議員はもちろん、各省庁役員へのパイプ作りもしていただきたい。
- ト. 公嘱業務について政治連盟は必要であり、強力な圧力団体になればいい。

※その他参考意見として

- イ. 会員を増やすには新規入会時に取組まないと時間が経ってからでは難しい。
- ロ. 未入会者で入会していない理由に「政治連盟」と聞いて「個人の思想」と重ねている人が多いのではと思います。

以上、ご報告をいたします。

今後の政治連盟活動へのご理解を深めていただく参考になれば幸いです。

ご協力有難うございました。

このアンケートの結果を今後の政治連盟の活動に生かしていきたいと思ひます。

また、回答をいただけなかった方、未入会の方、いつでも結構ですのご意見等いただければ幸いです。

今後も政治連盟の組織の強化に特段のご理解とご協力をお願いいたします。

*****目次へ*****

青 調 会 だ よ り

かごしま青年土地家屋調査士会会長 池田 拓志



この度、先の臨時総会による会則改訂を経て、平成22年度のかごしま青年土地家屋調査士会会長に就任致しました池田拓志です、よろしくお願い致します。

かごしま青年土地家屋調査士会は、土地家屋調査士業務の研鑽及び会員相互の親睦と、鹿児島県土地家屋調査士会の発展に寄与することを目的とし、現在57名の会員（平成22年9月現在）で7年目を迎える事となりました。

これもひとえに、歴代役員並びに会員をはじめとする関係各位のご尽力の賜物です、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

会長就任後、ホテル・レクストン鹿児島にて九州ブロック青年土地家屋調査士会議鹿児島大会が開催されました。

この会議には鹿児島県会より34名、他県会より24名の計58名と多数の出席があり、講師に国立大学法人京都大学防災研究所火山活動研究センターの井口正人准教授を向かえ、大成功のうちに閉会致しました。

鹿児島ならではの桜島をテーマにした井口先生の講演は、活火山を多数抱える九州ブロックの皆様には興味深いものであったろうと感じましたし、単に自身の考えだけでは無く反対の立場に立っても意見を述べる事が出来なければならない、知的基礎体力（論理的思考、コミュニケーション技術）の向上を図ることを目的としたディベート、親睦を深める懇親会と続く今大会は素晴らしいものだったと思います。

これについては、大会実行委員長の又木会員をはじめ準備・運営に携わった会員の皆様に心より感謝申し上げます。

さて、新役員が引き継ぎ今期1年がスタートしました。定例研修会・自主勉強会（通称寺子屋）・ボランティア活動・レクリエーション活動・県下他士業青年部との交流・県外青年土地家屋調査士会との交流等様々な活動を予定しておりますが、新役員の皆様並びに会員の皆様には、ご指導ご鞭撻、およびご協力のほど、よろしくお願い致します。

粗末な文章ではございますが、新会長の挨拶とさせていただきます。今期1年、よろしくお願い致します。

[*****目次へ*****](#)

お知らせコーナー

土地家屋調査士制度制定60周年・表示登記制度誕生50周年記念事業



記念講演会

入場
無料

土地家屋調査士制度は、制定60周年を迎えました。

鹿児島県土地家屋調査士会では、社会生活に安心と安全をお届けするために記念講演を行います。

入場は無料です。また、ご来場記念として「古地図カレンダー(100部限定)」を準備しています。

演題

「日本のADRを再考する」

ADRとは、裁判によらずに調停で民事上の紛争を解決する手続きです。

紛争を通じて人間と社会を考え、平和な個人、家庭、社会、そして世界を築くために

何をどうしたらいいのか、一緒に考えてみませんか。

九州大学大学院法学研究院・法科大学院

【講師】

レビン小林久子 教授

【日時】

2010年11月19日(金)

受付12時00分 開演13時00分

【会場】

マリンパレスかごしま 3階マリンホール

鹿児島市与次郎二丁目8番8号 ☎099-253-8822



広報キャラクター「地識くん」

記念事業 登記基準点設置事業発表



主催

とちかおくちようさし
鹿児島県土地家屋調査士会鹿児島市鴨池新町1番3号 <http://www.kagoshima-chosashi.com>

講演会受講申込電話番号 ☎ 099-257-2833

協賛 (社)鹿児島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

2011年春テレビ朝日系列放映決定! 黒木瞳 主演 土地家屋調査士ドラマ「境界殺人事件」(仮題)

***** 目次へ *****

鹿児島県知覧町の地租改正（その壱）

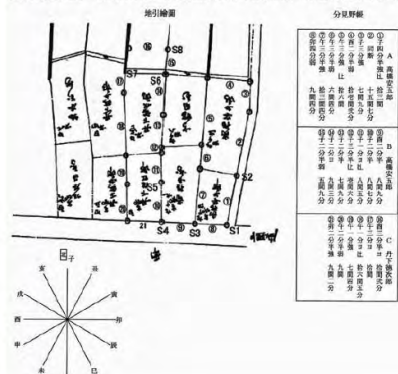
鹿児島県知覧町は「薩摩の小京都」といわれ、生け垣と石垣が美しい武家屋敷が今も残っている所で、江戸時代には薩摩藩の軍事行政上の拠点でした。この歴史深い知覧町に残る「字限図」に武家屋敷の面影が現れています。



分間廻り検地の図

廻り分間法は、廻り検地ともいわれていたように、検地着手の初めに一村等、地域の全体の形状と面積を把握するために、その周囲を測量して縮図を作製するのに用いられた方法です。

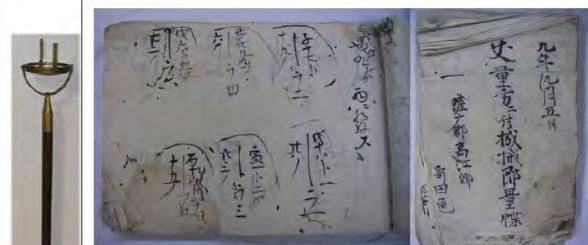
口地引繪圖および「宅地分見野帳」から推測される、小方儀を用いた測量法による測量方法



- 分見野帳から導き出した小方儀での測量の方法
1. 左の人形屋敷内分見野帳の①の「字限分限」は、本図①と②に分限をなす。方向の南北からの方向角である。この方向角を測量する時は注意する。
 2. 同様に③の分限を④の分限と⑤の分限と⑥の分限と⑦の分限と⑧の分限と⑨の分限と⑩の分限と⑪の分限と⑫の分限と⑬の分限と⑭の分限と⑮の分限と⑯の分限と⑰の分限と⑱の分限と⑲の分限と⑳の分限と㉑の分限と㉒の分限と㉓の分限と㉔の分限と㉕の分限と㉖の分限と㉗の分限と㉘の分限と㉙の分限と㉚の分限と㉛の分限と㉜の分限と㉝の分限と㉞の分限と㉟の分限と㊱の分限と㊲の分限と㊳の分限と㊴の分限と㊵の分限と㊶の分限と㊷の分限と㊸の分限と㊹の分限と㊺の分限と㊻の分限と㊼の分限と㊽の分限と㊾の分限と㊿の分限と
 3. ①の分限は②の分限と③の分限と④の分限と⑤の分限と⑥の分限と⑦の分限と⑧の分限と⑨の分限と⑩の分限と⑪の分限と⑫の分限と⑬の分限と⑭の分限と⑮の分限と⑯の分限と⑰の分限と⑱の分限と⑲の分限と⑳の分限と㉑の分限と㉒の分限と㉓の分限と㉔の分限と㉕の分限と㉖の分限と㉗の分限と㉘の分限と㉙の分限と㉚の分限と㉛の分限と㉜の分限と㉝の分限と㉞の分限と㉟の分限と㊱の分限と㊲の分限と㊳の分限と㊴の分限と㊵の分限と㊶の分限と㊷の分限と㊸の分限と㊹の分限と㊺の分限と㊻の分限と㊼の分限と㊽の分限と㊾の分限と㊿の分限と
 4. ①の分限は②の分限と③の分限と④の分限と⑤の分限と⑥の分限と⑦の分限と⑧の分限と⑨の分限と⑩の分限と⑪の分限と⑫の分限と⑬の分限と⑭の分限と⑮の分限と⑯の分限と⑰の分限と⑱の分限と⑲の分限と⑳の分限と㉑の分限と㉒の分限と㉓の分限と㉔の分限と㉕の分限と㉖の分限と㉗の分限と㉘の分限と㉙の分限と㉚の分限と㉛の分限と㉜の分限と㉝の分限と㉞の分限と㉟の分限と㊱の分限と㊲の分限と㊳の分限と㊴の分限と㊵の分限と㊶の分限と㊷の分限と㊸の分限と㊹の分限と㊺の分限と㊻の分限と㊼の分限と㊽の分限と㊾の分限と㊿の分限と
 5. ①の分限は②の分限と③の分限と④の分限と⑤の分限と⑥の分限と⑦の分限と⑧の分限と⑨の分限と⑩の分限と⑪の分限と⑫の分限と⑬の分限と⑭の分限と⑮の分限と⑯の分限と⑰の分限と⑱の分限と⑲の分限と⑳の分限と㉑の分限と㉒の分限と㉓の分限と㉔の分限と㉕の分限と㉖の分限と㉗の分限と㉘の分限と㉙の分限と㉚の分限と㉛の分限と㉜の分限と㉝の分限と㉞の分限と㉟の分限と㊱の分限と㊲の分限と㊳の分限と㊴の分限と㊵の分限と㊶の分限と㊷の分限と㊸の分限と㊹の分限と㊺の分限と㊻の分限と㊼の分限と㊽の分限と㊾の分限と㊿の分限と
 6. 「①」は測量方向の右から左の測量線が通っていることを示す。
 7. 「②」は測量方向の左から右の測量線が通っていることを示す。
 8. 「③」は測量線が十字に交差していることを示す。
 9. 「④」とは、「㊱」と読み、測量線が「字限分限」とは、その分限から測量線が通っていることを示す。五分中半の測量線が通っていることを示す。
 10. 「⑤」とは、「㊱」と読み、測量線が「字限分限」とは、その分限から測量線が通っていることを示す。五分中半の測量線が通っていることを示す。
 11. 「⑥」は「㊱」のことであり、



寄字図



機械即量の野帳（小方儀で方向角を視測）



小方儀

江戸時代最もポピュラーな測量器具で、杖の上に羅針盤を取り付けた物です。

伊能忠敬の銅像もこれを持っており、地図作りから土木工事まで、あらゆる測量に使われた物です。



国土地調査の地籍図



字限図

左の国土地調査の地籍図と比較すると字限図の正確さがわかります。

鹿児島県土地家屋調査士会では、鹿児島県の土地の境界に関する資料を集めています。

このような資料は、土地の境界を知る上で貴重な手がかりとなるものです。鹿児島県土地家屋調査士会は、研究資料として、境界問題の解決資料として、当会の資料センターに原本又は複写したものを大切に保存し、後世に残したいと考えています。これらの資料をお持ちでしたら、ぜひ当会までご連絡いただき、ご提供もしくは複写させていただけないでしょうか。

土地家屋調査士

鹿児島県土地家屋調査士会
鹿児島市鴨池新町1番3号
☎099-257-2833 FAX099-256-4337
Eメール Kachosa@orange.ocn.ne.jp
http://www.kagoshima-chosashi.co

別添1

ADR認定 土地家屋調査士になるう！

「土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争」において、土地家屋調査士が「民間紛争解決手続（以下「ADR」という）」の代理関係業務を行うためには、高度な倫理観、専門知識、素養が求められ、「信頼性の高い能力担保」を講じることが代理権付与の条件となっています。その能力担保措置が、土地家屋調査士特別研修です。

連合会は、土地家屋調査士法第3条第2項第1号に定める研修として、これまで特別研修を5回実施してきました。その結果、多くの土地家屋調査士が特別研修を修了し、法務大臣の認定を受けてADR代理関係業務において、また、ADR手続き実施者としても活躍しています。連合会としましては、司法制度改革の理念に対応して、今後も引き続き、特別研修を実施していきたいと考えております。



広報キャラクター
「地識くん」

1 ADR認定調査士は、一般業務の段階から、将来の紛争を見据えた業務ができるワンランク上の土地家屋調査士として社会的評価を受けています。

2 社会がますます高度化され、複雑化される中で、土地家屋調査士の一般業務である境界立会いなどにおいて必要な民法や民事訴訟法等の基礎的な法律知識を習得できます。

3 45時間の集中研修で、法律知識のさらなるスキルアップが図れます。

4 われわれ土地家屋調査士は、プロフェッショナルであることを自ら証明していかなければならない時代の中、ADR認定土地家屋調査士は、社会に対してPRする一つの有効な手段となります。

5 ADR関係業務の代理人として必要な、高度な倫理観の習得ができます。

6 共同受任する弁護士とのコラボレートに必要なスキルを磨きます。

特別研修を受講することは、ADR代理関係業務という新しい領域に踏み込んで、新たな調査士像を構築する絶好のチャンスとなるものです。また、調査士制度の歴史の中でも一つの大きな転換点になるものです。皆様の積極的な受講をお願いします。

ADR代理関係業務認定土地家屋調査士への期待

日本土地家屋調査士会連合会

会長 松岡直武

平成18年3月施行の改正土地家屋調査士法により、所定の条件を満たした土地家屋調査士に、裁判外紛争解決手続（ADR）において紛争当事者の代理人として活動する場が与えられました。

このことは、私たちが、国を挙げて議論され検討されていた司法制度改革の潮流、規制改革等々、時代の要請を見事にとらえて実現したものと考えています。本年6月現在、全国50の土地家屋調査士会のうち、土地家屋調査士会ADRセンターは44会に設立され、そのうち、土地家屋調査士法第3条第1項第7号に基づく法務大臣の指定は40のセンターが受けています。また、ADRの利用の促進に関する法律第5条に基づく法務大臣の認証は9のセンターが取得しています。

ADRの場で活動できる土地家屋調査士を誕生させるため、改正土地家屋調査士法施行直後から始まった特別研修ですが、平成18年の秋に第1回目の法務大臣の認定者を輩出以来、平成21年10月までにADR代理関係業務認定土地家屋調査士は3,853名となり、本年10月には4,500名におよぶ見込みです。御承知のとおり、土地家屋調査士がADRの場で代理人として活動するためには、弁護士との共同受任のほか、法務大臣が指定する団体が行う民間紛争解決手続であって、日調連が実施主体となる特別研修を受講し、審査を受け、法務大臣の認定を得ることが必須となっています。

これまでの法定業務であった表示に関する登記に必要な調査・測量・申請手続における代理人と、紛争解決の場における一方当事者の代理人とは、似通った面もないではありませんが、その核心となる部分では相違する点もあります。民法ばかりではなく、民事訴訟法や憲法にも精通する必要があります。高い倫理観を涵養することとても重要なことです。法務大臣の認定を得るまでのハードルは決して低くありません。しかし、どうしても越えなければならないハードルです。しかし、ADR代理関係業務を行うことを認定された土地家屋調査士は、別の視点からも大きな意味があります。即ち、よりスキルの高い、専門的な知見の豊富な紛争解決手続の担い手の資格を持つエキスパート・超専門家として評価されます。

ADR手続を受任する前の相談も報酬を得て行うことができます。

一方、ADR認定土地家屋調査士の活動については、

出足は必ずしも良くなかったのですが、近時に至って少しずつではありますが、実際に紛争事件の代理人として活動したケースの報告が寄せられているところです。その活動報告を見ても、これまでの代理人活動と異なる側面があることが窺えます。

日調連では、ADR認定土地家屋調査士がADRの場で十分な活動ができるよう、各地域の弁護士会と土地家屋調査士会が連携して協議するための場を設けることに着手しているだけでなく、多面的な活動の場を提供すること、代理人としての実績を積み重ねることが、調査士の活動ステージの更なる拡大と資格のイメージアップに大いに貢献していただくことになると考えております。

その一策として、平成21年度、法務省と日調連の間で単界特定制度と土地家屋調査士会ADRの効果的な連携について検討が重ねられ、本年3月にその取りまとめ書を公表したところです。本年7月には、連携の仕組み作りに必要な参考様式等を作成しました。今後、各法務局及び地方法務局と各土地家屋調査士会で協議をされ、連携の方策が採られていきます。

また、度重なる土地家屋調査士法や不動産登記法改正の都度にお付けいただいている附帯決議の実現のために土地家屋調査士の専門的知見の司法制度内外への更なる活用（例えば出廷陳述権や専門訴訟における訴訟代理権の付与等）を要望していく中で、すでに法改正により用意されている土地家屋調査士会ADRにおいて代理人として活動する分野でその実績を積み重ねることはとても重要であると考えています。

相隣紛争の典型とも言われている土地の境界に関するトラブルを解決する道案内人には、土地家屋調査士が最も適しているとして、市民社会の期待も大きなものがあります。

我が国全体の経済環境は極度に不振な状態にあります。この閉塞感を打破する方策の一つが新しい業務分野への積極的なチャレンジです。何もせず、黙って只々現状を受け入れるばかりでは前に進みません。すべて会員各位の自助努力にかかっているといっても過言ではありません。特別研修の趣意をご理解いただき、一人でも多くの会員が本研修を受講されること、一人でも多くの会員がADR代理関係業務認定土地家屋調査士として活躍されることを期待して止みません。

特別研修とは？



目的

土地家屋調査士が、土地家屋調査士法第3条第2項第2号による法務大臣の認定を受けて、同条第1項第7号及び第8号に規定する業務（民間紛争解決手続代理関係業務）を行うために必要な能力を取得することを目的としています。

受講対象者

土地家屋調査士会員（会員）及び土地家屋調査士法4条に定める土地家屋調査士となる資格を有する者（有資格者）です。

受講料

新規受講の受講料は、会員は8万円、有資格者は10万円になります。

※法務大臣の認定を受けることができない場合、再考査制度や再受講制度（受講料2～4万円）を適用し、新規受講時よりも安価に受検・受講が可能です。

カリキュラム

土地家屋調査士法施行規則第9条第1号から第3号までに定める基準（民間紛争解決手続における「①主張立証活動」「②代理人としての倫理」「③同代理関係業務を行うのに必要な事項」）に基づき、基礎研修から総合講義まで合計45時間の研修を行い、最後に考査（テスト）があります。

1 基礎研修（17時間）：基礎的な視聴研修（DVD視聴）

第5回土地家屋調査士特別研修での講義は下記のとおり。（役職等は当時のもの）

憲法：土井真一講師／京都大学大学院教授	ADR代理と専門家責任：馬橋隆紀講師／弁護士
民法：山野目章夫講師／早稲田大学大学院教授	所有権紛争と民事訴訟：松森宏講師／弁護士
民事訴訟法：山本和彦講師／一橋大学大学院教授	境界確定訴訟の実務：齊木敏文講師／東京地方裁判所判事

2 グループ研修（15時間）：少数人数のグループで討論した上で課題を作成

3 集合研修（10時間）：グループ研修で作成した課題に対する弁護士の解説等の講義

4 総合講義（3時間）：弁護士による倫理を主体とした講義

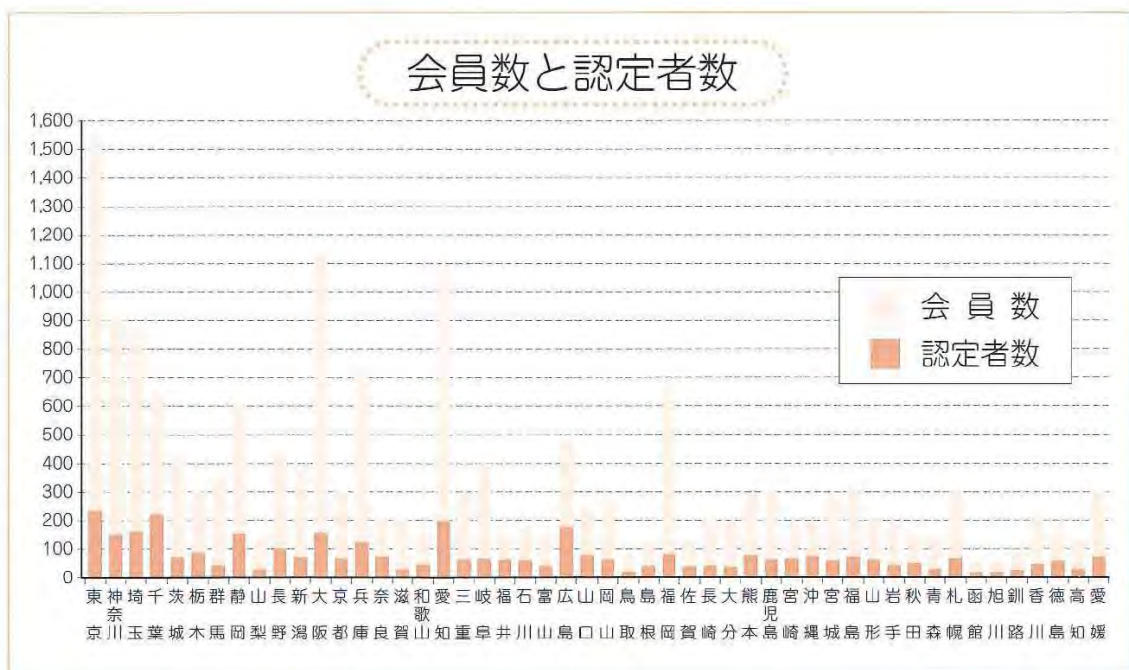
5 考査：代理人として必要な法律知識の習得を確認（テスト）

第6回特別研修の日程

- 1 基礎研修：平成23年2月11日（金祝）から13日（日）
- 2 グループ研修：平成23年2月14日（月）から3月18日（金）
- 3 集合研修：平成23年3月19日（土）、20日（日）
- 4 総合講義：平成23年3月21日（月祝）
- 5 考査：平成23年4月2日（土）



特別研修の認定状況



「資格を取れば一生安心」。こんな標語が喧伝され、事実、そんな時代もありました。果たして今はどうでしょうか。昔が良かったから昔に戻れるのでしょうか？ 国家資格は新設を制限する傾向にあり、新たな資格も業務独占資格から名称独占資格に変化しています。既存資格も新たな条件が要求され、生き残りに懸命です。弁理士・司法書士・社会保険労務士だけでなく、薬剤師・栄養士・美容師も例外ではありません。建築士は社会の批判にあって、自主的に新たな水準を設定しています。行政書士の試験は画期的に水準が高くなったとのこと。

私達士地家屋調査士は、自ら望んで民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力の認定である特別研修を希望し実現しました。単に金儲けのためではありません。自らの能力を生かし、社会貢献しながら不断に向上したいという意志からです。そのために私達は、自分達の資金で全国にADRセンターも設置しました。技術を持った法律実務家、あるいは法律知識を持った技術者という世界でも、特異な資格者としての誇りがあるからです。忙しい、あるいはそんな余裕がない、既にそんな知識は持っているなどいろいろな理由はあるでしょう。しかし、自ら望んで実現した新たなステージを、少なくとも過半数がクリアしなくて、国民は私達の新たな希望を聞き入れてくれるでしょうか。国民の財産の安心・安全を、ただ、財政上の理由から国の仕事でなくそうというような乱暴な意見が出る昨今、今こそ境界の唯一の専門家、国民に最も近い場所での登記の根本、表示登記の公正を護る私達の底力を示そうではありませんか。特別研修や考査は決して難しいわけではありません。私達の日頃の力を言葉にして社会に示すだけです。一人でも多くの皆さんの受講を希望します。



受講者数・認定者数・ADRセンターの関係

平成 22 年 6 月 24 日現在

調査士会名	ADRセンター※1			① 会員数	受講者数			⑤ 認定者数 (第1回～ 第4回)	⑥ ⑤の場合の 会員数に対 する認定率 (⑤÷①)	⑦ 第5回全員 認定時の合 計認定者数 (③+⑤)	⑧ ⑦の場合の 会員数に対 する認定率 (⑦÷①)
	セン ター	指 定 ※2	認 証 ※3		② 第1回 ～ 第4回	③ 第5回	④ 計				
東京	○	○		1,553	335	47	382	234	15.1%	281	18.1%
神奈川	○	○	○	907	249	17	266	153	16.9%	170	18.7%
埼玉	○	○		873	219	21	240	163	18.7%	184	21.1%
千葉	○	○	○	645	303	56	359	222	34.4%	278	43.1%
茨城	○	○		419	120	11	131	72	17.2%	83	19.8%
栃木	○	○		301	109	27	136	87	28.9%	114	37.9%
群馬	○	○		346	76	23	99	45	13.0%	68	19.7%
静岡	○	○		612	215	36	251	155	25.3%	191	31.2%
山梨	○	○		142	47	10	57	30	21.1%	40	28.2%
長野	○	○	○	436	130	17	147	101	23.2%	118	27.1%
新潟	○	○		372	104	7	111	71	19.1%	78	21.0%
大阪	○	○	○	1,138	243	39	282	157	13.8%	196	17.2%
京都	○	○	○	306	107	11	118	68	22.2%	79	25.8%
兵庫	○	○		739	197	27	224	124	16.8%	151	20.4%
奈良	○	○		209	122	29	151	74	35.4%	103	49.3%
滋賀	○	○	○	203	44	11	55	30	14.8%	41	20.2%
和歌山	○	○		154	61	14	75	47	30.5%	61	39.6%
愛知	○	○		1,097	278	27	305	198	18.0%	225	20.5%
三重				295	85	22	107	65	22.0%	87	29.5%
岐阜	○	○		400	83	27	110	66	16.5%	93	23.3%
福井	○	○		153	85	11	96	63	41.2%	74	48.4%
石川	○	○		178	81	7	88	62	34.8%	69	38.8%
富山	○	○		153	69	10	79	44	28.8%	54	35.3%
広島	○	○		475	223	43	266	179	37.7%	222	46.7%
山口	○	○		241	101	6	107	79	32.8%	85	35.3%
岡山	○	○		273	87	7	94	64	23.4%	71	26.0%
鳥取	○			83	25	0	25	21	25.3%	21	25.3%
島根				123	48	5	53	41	33.3%	46	37.4%
福岡	○	○		678	115	26	141	81	11.9%	107	15.8%
佐賀	○	○		125	67	7	74	39	31.2%	46	36.8%
長崎	○			206	67	6	73	43	20.9%	49	23.8%
大分				191	63	10	73	38	19.9%	48	25.1%
熊本	○	○		295	100	29	129	77	26.1%	106	35.9%
鹿児島	○	○		306	81	8	89	63	20.6%	71	23.2%
宮崎	○	○		194	83	8	91	66	34.0%	74	38.1%
沖縄	○	○		191	97	20	117	75	39.3%	95	49.7%
宮城	○	○	○	289	82	10	92	60	20.8%	70	24.2%
福島	○	○		302	92	7	99	73	24.2%	80	26.5%
山形	○			200	77	4	81	62	31.0%	66	33.0%
岩手	○	○		184	62	7	69	45	24.5%	52	28.3%
秋田				152	75	4	79	51	33.6%	55	36.2%
青森	○	○		143	44	5	49	30	21.0%	35	24.5%
札幌	○	○		308	83	12	95	67	21.8%	79	25.6%
函館	○			60	20	5	25	16	26.7%	21	35.0%
旭川				63	25	10	35	18	28.6%	28	44.4%
釧路				91	30	5	35	26	28.6%	31	34.1%
香川	○	○		216	59	16	75	47	21.8%	63	29.2%
徳島	○	○	○	168	71	5	76	58	34.5%	63	37.5%
高知	○	○		128	40	13	53	30	23.4%	43	33.6%
愛媛	○	○	○	301	87	12	99	73	24.3%	85	28.2%
合計 50	44	40	9	17,617	5,366	797	6,163	3,853	21.9%	4,650	26.4%

※1 各項目の「○」は「有」の意味

※2 土地家屋調査士法第3条第1項第7号に基づく法務大臣の指定

※3 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法第5条に基づく法務大臣の認証

認定率 20%未満

認定率 30%未満

特別研修の受講体験者の声



福井会 錦織勝一会員

私は、2年目の特別研修を受講しましたが、試験では1点足りず不合格でした。その後、3年目の試験は気分が乗らなかったため受けず、4年目の試験で無事認定を受けました。

2泊3日の基礎研修においては、調査士試験を受けていた昔を思い出すことができました。

久しぶりの本格的な講義を聞くことに懐かしさを感じながら、基礎の復習や調停関連などの新しい知識の勉強ができました。一日中缶詰で勉強した後は、仲間たちとの打ち上げ会で楽しい一時を過ごしましたが、今思えば打ち上げがメインの様な気がする研修会でした。そのあとに行った、グループ研修や弁護士による集合研修などは、同じ仲間と研修を続けていたので、今でもその仲間とは仲良くさせていただいております。最終的に認定調査士となり、業務における考え方も昔より若干は変わってきています。

特別研修を通じて調査士におけるレベルの向上することと共に、新しい仲間が増えたことがこの研修での一番の成果であったのではないかと思います。

旭川会 A会員

「グループ研修の人数が半端なら受講に加わってもいいよ!」と軽い気持ちで受けた特別研修、案の定勉強不足で四苦八苦しました。

認定ラインぎりぎりで行く何とか認定を受けることができました。

小泉行財政構造改革の際「社会貢献なき資格制度は原則廃止すべき」との考えは今の時代にも変わらず流れているものと考えられます。

50年先、100年先の調査士の制度に何が残っているのだろうか? いや、何も残ってはいないのかもしれませんが。

土地境界問題のADRは他の業種の入る余地のない聖域であり、日常業務の延長線上にあるものだと考えています。

普段行っている土地境界確定業務の立会・承諾を受けるといった行為はADRと同様のものと私は考えます。依頼者と隣接地所有者の間で公正・公平な立ち位置に立って業務を行う様は正に「ADR」と言っても良いのではないのでしょうか?

将来の調査士の制度を皆さんはどうお考えになるのでしょうか?

沖縄会 國吉真介会員

「ADR認定調査士です」と胸を張って言えるのは、今後の勉強したいとの思いがあったので、今回の特別研修は認定を受けることだけを考えて、仕事に影響のないよう自分なりに効率よく勉強するようにしました。

択一については、法学検定4級の試験問題集を使用し、問題を解くということはず、問題と解答を同時に見て、覚えることだけに専念しました。過去4回の考査の問題は、各枝の解説がないので「正」の枝にのみ目を通しました。「誤」の枝を「正」と勘違いし記憶に残すことを無くしたかったからです。

記述問題は、グループ研修での討論が、後の集合研修・総合講義に本当に役立ちました。それはいろいろと意見交換したことにより、各グループの意見や、弁護士の先生の講義内容が自然と理解できたからです。また取得時効の講義を生で聴け、それに対し質問でただけでも今回受講した意味があったと思います。

勉強時間については、仕事後の夜ではなく、早起きした日の朝にのみ行いました。その方がストレスなく勉強できるからです。

最後に、この特別研修を受講したことが調査士の通常業務を行う上でもプラスになることを確信しています。

土地家屋調査士会の取り組み

千葉会 特別研修への関心が今ひとつなのは残念です。調査士にとって特別研修は、平成22年7月の参議院選挙戦で話題だった消費税と同等の関心を持つ価値があり、受講により仕事に対する見方も変わります。

千葉会は筆界確定制度の構想が発表された時点で、千葉大学法科大学院の北村賢哲准教授による民事訴訟法の長期講座(90時間)を始め、九州大学法科大学院のレビン小林久子教授による紛争管理論、調停技法ロールプレー研修などを計画的に取り入れ、ADRの技法が、境界立ち会いなど調査士の日常業務に役立つことを会員に強調しました。ほどなく始まった調査士の特別研修には役員が率先して参加し、決して越えられない垣根でないことを実績で示しました。

また、特別研修の内容が調査士の仕事を理論的に再構築して自信に繋がること、筆界特定業務に役立つことも強調しました。

受講締め切り間際には、毎年研修担当役員が会員に電話

し、受講を薦めます。弁護士による事前研修(12~20時間)も例年行い、会員の認定率アップを図りました。これらの働きかけに会員の皆様も応えてくれ、特別研修開始5年間で再受講を含めて351名が受講し、平成22年10月には250名以上が代理権を認定される予定です。会長以下、支部長、理事、監事などの役員はほぼ全員代理権を認定されています。

認定会員の最高齢は82歳で、その熱意とチャレンジ精神には全員脱帽しました。本会では60代では高齢受講者といえない雰囲気です。

会員の過半数(320名余)が代理権を認定されるもくろみは若干スローダウンし、今後の課題ですが、250名余りの認定会員が存在する意義は大きく、全県下均等に認定会員の事務所が存在します。認定調査士には境界に関する有料相談が認められ、本会ではADRの事前相談を有料化し、認定会員の事務所で相談を受けています。有料相談が認定調査士活躍のきっかけになることを期待します。

奈良会 では、「広めよう認定調査士の輪」をスローガンに会員全員が認定調査士になることを目指して、草の根活動を実施しています。特別研修については、調査士個人の問題だけでなく、これからの調査士制度全体のために「我々が今、出来ることをする。」この思いから活動を実施しています。

その1「特別研修を受講してもらう。」ことを目的に、本会からの呼びかけを行う。特別研修の未受講者一人一人に声をかけ、これからの調査士制度全体を考える上で認定調査士となることへの意義、必要性を説明し、理解をして頂

いた上で、特別研修を受講してもらうことを目的とした活動をしています。

その2「考査には、必ず合格してもらう。」ことを目的に、本会がサポートする。本会では、希望者を募り、有料(3時間を1回分2,000円で、5回分パックで8,000円)で勉強会を実施しています。その内容は、前回までの認定者の中から厳選した講師陣を配し、過去問を精査して問題の傾向を分析し、理解度を高めるために判りやすく解説をし、仕上げに予想問題を作成しています。

広島会 は、受講者数と認定率において、全国の大方の動向とは明らかに違う動きをしています。

本会と全国を第2回から第4回で比較すると、全国的には受講者数が減少、認定率は70%前後ですが、本会では、受講者数が増加、認定率は90%前後です。第5回受講者数は全国的にはそのまま減少しました。本会も減少に転じましたが、それでもなお、新規受講者が39名いました。受講の意欲は、会員の「このままでは調査士資格では生活できなくなる!」という危機意識が根底にあるからだと思います。新しい調査士像を描く上で、法律分野の素養の底上げが求められています。また、相当割合の会員が認定を受けた後は、「ADR認定調査士」という肩書きが、資格内資格のように扱われることがあったようです。その延長には、将来、資格制度の再編があるとすれば、この認定の有無が分別の指標として利用される可能性があることも予感されます。もちろん、会や会員がそれを「是」とするという意味ではありません。しかし、そうなる可能性は否定できないと考えています。

なお、受講者数の増加と認定率向上を実際に支えたのは「事前研修」です。本会では平成19年度から、ADR特別研修の前に、本研修受講予定者を対象に「導入研修」「プレ研修」を行ってきました。平成21年度法律分野研修は、会員全部を対象とした研修を含めて約35時間行われています。講師は本会役員と広島在住の弁護士にお願いしました。教材は講師の手作りで、調査士法条文、民法条文、考査対策、事前課題、第1回から第3回までの考査(択一式問題)解答と解説など充実したものでした。また、講義を録画し、当日出席できなかった会員が別の日に視聴できる仕組みも作っています。



ADR認定土地家屋調査士代理業務を受託して

兵庫会 岸本八太郎

ADR代理業務受託

平成21年10月、Aさんから当事務所へ「隣人と境界でもめている。役所で土地家屋調査士が境界の専門家である」と聞き、兵庫県土地家屋調査士会（以下「兵庫会」という。）の会員名簿を見て電話した。問題解決に尽力願いたい。」と電話が入りました。

ADR認定土地家屋調査士（以下「ADR認定調査士」という。）代理人はまだ一般に認知されておらず、電話では詳しく説明できないので対面で説明する同意をいただき、後日、Aさんを訪問してもめ事の内容を伺いました。Aさんは「隣地所有者と境界線でもめており、当方が設置した柵を相手方に無断で撤去され、警察沙汰になったこともあり、今は話し合いもできない状態である。」と、問題の深刻さを訴えられました。

説明を受けて、最初に考えた方法は「土地家屋調査士業務として処理すること」です。しかし、すでに当事者と話し合えないほど問題が深刻化していました。次に考えた方法は「筆界特定を申請すること」です。しかし、たとえ筆界は特定できても「柵」の問題が解決しません。

そして、最終的に選択した方法は、兵庫会のADR機関「境界問題相談センターひょうご」（以下「センター」という。）で解決する方法です。この方法により、依頼者は裁判より費用が安く問題が解決しやすいのではないかと考えました。Aさんは高齢ですが、兵庫会のセンターPR冊子でセンターが運営する調停を説明したところ、理解に多少時間を要したものの承諾してくれました。

ADR共同代理受任弁護士との連携

Aさんとの話し合いを受けて、当事務所と連携のあるC弁護士事務所へセンターでの共同代理について電話で依頼し、C弁護士は承諾してくれたので、後日、C弁護士事務所を訪れて調停案件を説明しました。

依頼者との信頼関係

Aさんは法律知識に乏しいため、ADR代理人が必要であると考え、当職がADR認定調査士代理人であることを説明し、ADR代理人になる旨を伝えました。まずADR代理人として依頼者と信頼関係を築くことが先決と考え、Aさんを何度も訪問し、問題点を整理しました。

また、調停までの流れ、費用なども説明し、誤解を招かないように内容を書面で手渡しました。

境界紛争調停申立

何度も話し合った結果、Aさんから理解と信頼をいただき、ADR認定調査士・弁護士に対する「調停申し立てに関する委任状」をいただきました。申立書の作成にあたり、これまでの情報を整理し申し立ての趣旨・紛争内容・具体的な事情を時系列にまとめ、Aさん及びC弁護士に確認していただきました。

調停成立

第1回調停は、調停申立から約2か月後の平成22年1月に開催されました。指定された会場の別室でAさん及びC弁護士と最終打ち合わせを行い、調停に臨んだ。相手方が調停委員と話し合いを終えた後、調停会場に案内され、調停委員の自己紹介、センターの調停趣旨の説明を受け、その後調停委員から申し立ての趣旨を説明するよう求められ、Aさん及び代理人から申し立ての趣旨を説明しました。

第2回調停は、第1回調停から約1か月後の2月に開催されました。その間、前回の調停を踏まえて調停委員が検討した和解案が双方に提示され、理解が求められました。その努力が実り、無事調停が成立、和解調停契約書の締結にこぎつけました。

報酬の受領

和解調停契約書に双方の署名・捺印の後、調停成立手数料の支払いが完了しました。当職の報酬は、事前にAさんに伝えていたのでその場でお支払いいただきました。その封筒の表には、「御礼」と書かれており、事務所を開業以来の報酬の受領に際し、こんなに感謝されたことは一度もありませんでした。



日本土地家屋調査士会連合会

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

tel.03(3292)0050 fax.03(3292)0059

URL:<http://www.chosashi.or.jp> e-mail:rengokai@chosashi.or.jp 平成22年9月3日現在

用紙 F A X 注文書 (099-256-4337)

平成 年 月 日

鹿児島県土地家屋調査士会

	品 名	仕 様	価格(円)	注文数
1	不動産調査報告書(手書用) (用紙代470円・比例会費10,000円)	25 枚	10,470	
2	〃 (用紙代 19円・比例会費 400円)	1 枚	419	
3	不動産調査報告書(ワープロ用) (用紙代470円・比例会費10,000円)	25 枚	10,470	
4	〃 (用紙代 19円・比例会費 400円)	1 枚	419	
5	地 積 測 量 図 (B版)	50 枚	1,000	
6	建 物 図 面 (B版)	50 枚	1,000	
7	図 面 (無 地) (B版)	100 枚	1,500	
8	戸 籍 請 求 書 (A版) (申 込 書 必 要)	30 枚	500	
9	領 収 書 ・ 請 求 書 (A版)	50 枚	590	
10	閲 覧 申 請 書 (B版) (一 般 用)	100 枚	370	
11	閲 覧 申 請 書 (B版) (コンピュータ用)	100 枚	370	
12	登 記 完 了 証 用 紙 (A版)	10 枚	350	
13	委 任 状 (B版)	100 枚	740	
14	表示登記済証書表紙 (A版)	50 枚	650	
15	事 件 簿 (A版)	50 枚	380	
16	工 事 完 了 引 渡 証 (B版)	100 枚	370	
17	家 屋 滅 失 証 明 書 (B版)	100 枚	370	
18	共 同 担 保 目 録 継 紙 (B版)	50 枚	630	
19	相 続 図 (B版)	100 枚	370	
20	取 下 書 (B版)	100 枚	530	
21	売 渡 証 書 (B版)	50 枚	530	
22	登 記 嘱 託 書 (B版)	100 枚	730	
23	保 証 書 (B版)	100 枚	530	
24	物 件 目 録 (B版)	100 枚	530	
25	贈 与 証 書 (B版)	50 枚	530	
26	委 任 状 嘱 託 協 会 (B版)	100 枚	730	
27	フ ァ イ ル (A版)	1 冊	550	
28	バ ッ ジ (会 員)	1 個	1,000	
29	名 刺 (表 裏 カ ラ ー)	100 枚	1,500	
30	杭 (A - 4 5) 4 5 × 4 5 × 4 5 0 (mm)	⊕ □ ▢ 1 本	195	
31	杭 (A - 6 0) 4 5 × 4 5 × 6 0 0 (mm)	⊕ □ ▢ 1 本	235	
32	杭 (B A - 6 0) 7 0 × 7 0 × 6 0 0 (mm)	⊕ □ ▢ 1 本	335	

※杭の頭部のマークは⊕ □ ▢の3種類がありますので、必ずいずれかに○をして下さい。

〒

住所

TEL

氏名

SOKKIA

SRX

自動追尾/自動視準・
トータルステーション

フリースタイル宣言

めざしたのは、完全なリモートコントロール。

- ・リモートキャッチャーから
サーチ光を照射し、素早い
ロスト復帰が可能
- ・ソキア独自の高精度360°
プリズムで、安定した観測
精度を実現



Series GRX1

GNSS受信機

軽量コンパクトな完全一体型GNSS受信機

- ・クラス1のロングレンジBluetooth無線デバイス
- ・スタティック観測に便利な予約観測機能搭載
- ・音声・イルミネーションによる ガイダンスを搭載
- ・IP67に準拠した高い耐環境性と 耐衝撃性



TOPCON

直感的な操作性の
イメージワンマン観測を実現！

データコレクタの視準画面から簡単確実な操作が可能。

全ての衛星測位システムの
信号をキャッチ！

G3 全ての信号に対応した次世代 GNSS 受信機。



IS IMAGING
STATION

CAPTURE
REALITY

G3搭載-GNSS受信機

GR-3

<http://www.kk-hisanaga.com>
Hisanaga 株式会社 久永

営業品目～測量機器販売・レンタル、測量システム、IT・OA
ソリューション提案、オフィスファニチャー・トータル提案
取扱メーカー～リコー、福井コンピュータ、アイサンテクノロジー
トプコン、ソキアトプコン、TJMデザイン、岡村製作所

各営業所 川内営業所 鹿屋営業所
大島営業所 国分営業所



測量機の修理・校正

確かな品質と、信頼の久永へ!!常時4名のスタッフ
が修理、校正しています。ISO9001認証取得企業です。

日本土地家屋調査士会連合会共済会取扱

損害保険ご紹介

数々の危険からあなたをお守りしたい
桐栄サービスの願いです

職業賠償責任保険

会員または補助者が業務遂行にあたり法律上の賠償責任を負い、損害賠償金を支払わなくてはならないときに役立ちます。

団体所得補償保険

保険期間中に病気・ケガによって就業不能となった場合、1か月につき補償額をお支払いする制度です。(最長1年間)

団体傷害疾病保険

保険期間中、国内外を問わず
1) 日常の生活におけるさまざまな事故によるケガを補償します。
2) 病気による入院を日帰り入院より補償します。

測量機器総合保険

会員が所有し管理する測量機器について業務使用中、携行中、保管中等の偶発の事故を補償します。

集団扱自動車保険

会員皆様の自動車はもとより補助者の方のマイカーも加入できます。

損害保険代理店 有限会社 桐栄サービス

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館6階

TEL : 03-5282-5166

FAX : 03-5282-5167

上記のものは各種保険の概要をご説明したものです。詳細は弊社までお問合わせをお願い致します。

土地家屋調査士会
会員の皆様

取扱保険種目のご案内

弊社は、下記保険種目を取り扱っております。是非ご用命下さい。

1. 火災保険
2. 傷害保険
3. 生命保険
4. 医療保険
5. ガン保険
6. 自動車保険
7. 賠償責任保険
8. 所得補償保険

損害保険・生命保険代理店
有限会社 AFI コンサルタント
川畑 秀世
〒890-0036 鹿児島市田上台2-45-8
TEL099-264-6164 FAX099-264-6684

必携書籍



境界の第一人者による明晰・詳細な実務解説書。

境界の理論と実務

A5判上製 608頁 定価5,985円(税込) 平成21年4月刊

寶金 敏明 著

- 境界概念の種類とそれぞれの実務もたらす法律効果について、網羅的かつ緻密に整理・検討。
- 多数の判例及び豊富な経験に則し、それぞれの実務を丁寧に分析。
- 全387件に及ぶ判例索引を巻末に収録。

【ご好評の声をいただいております】

- ▶ 実務を行う上で大変役に立つ
(土地家屋調査士)
- ▶ 個別具体的な言及がなされた実務書で参考になる
(土地家屋調査士)
- ▶ 解りやすく親切丁寧で良かった
(土地家屋調査士)
- ▶ 他書よりも内容が深く参考になった
(地方公共団体)

好評書籍

土地家屋調査士講義ノート

七戸 克彦 著

A5判 400頁 定価3,570円(税込) 平成22年4月刊

登記所が現地と登記に対応する

地図を整う灯を消さないで — 論争 地籍学事始 —

西本 孔昭 著

B5判 268頁 定価3,885円(税込) 平成21年5月刊

土地家屋調査士の未来と展望

筆界特定制度と調査士会ADR

西本 孔昭 編著

A5判 256頁 定価2,500円(税込) 平成19年7月刊

土地境界 紛争処理のための取得時効制度概説

— 土地家屋調査士の立場から —

秋保 賢一 監修 馬淵 良一 著

B5判 280頁 定価2,415円(税込) 平成20年2月刊

定番シリーズ

新版 Q&A

表示に関する登記の実務

全5巻
+
特別編

中村 隆・中込 敏久 監修
荒堀 稔穂 編集代表

第1巻 登記手続総論・土地の表題登記・分筆の登記

A5判 560頁 定価4,935円(税込)
平成19年1月刊

第2巻 合筆登記・地積更正・地目変更・地図訂正

A5判 562頁 定価5,040円(税込)
平成19年5月刊

第3巻 地積測量図・土地の減失の登記・特殊登記

A5判 500頁 定価4,725円(税込)
平成19年11月刊

第4巻 建物の表題登記・建物の増築の登記

A5判 504頁 定価4,725円(税込)
平成20年5月刊

第5巻 建物の合体・合併・分割の登記、区分建物の登記、建物の減失の登記、建物図面関係

A5判 640頁 定価5,775円(税込)
平成20年12月刊

特別編 筆界特定制度 一問一答と事例解説 筆界特定実務研究会 編著

A5判 672頁 定価5,880円(税込)
平成20年1月刊



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号
営業部 TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061

詳しい情報は当社ホームページで!
<http://www.kajo.co.jp/>

日本加除出版

検索



TREND REGIC

土地家屋調査士事務支援システム【トレンドレジック 2011】

「TREND REGIC(トレンドレジック)」は不動産表示登記業務に必要な各種書類の作成(登記申請書・委任状・筆界確認書等)、およびオンライン申請から事件管理・顧客管理に至るまで、調査士業務の飛躍的な効率化と省力化をワンパッケージでサポートする「土地家屋調査士」専用のアプリケーションです。



調査士専用アプリケーション、新登場。

「土地家屋調査士」業務全般を、ワンパッケージでサポート！
操作もかんたんで、事務作業時間を大幅に削減します。

データ入力や書き直しの手間が大変。



各種書類作成



登録申請書を簡単に作成
■登記申請書作成 ■各種証明書作成
■登記関連書類作成

オンライン申請しなきゃと思うけど
なかなか...



簡単オンライン申請



オンライン申請もラクラク
■登記申請書(XML形式)作成 ■乙号申請
■オンライン申請環境チェック

保管場所や資料をさがすのが大変。



受託・事件管理



事件ごとに全てのデータを一元管理
■受託管理 ■事件管理 ■依頼人管理

同時
リリース

NEW APPLICATION

BLUETREND X4

測量計算CADシステム【ブルートレンド エグザ】

※対応OSの詳細 動作環境につきましては、カタログもしくはホームページをご覧ください。

新測量計算CAD【ブルートレンド エグザ】誕生。

土地家屋調査士の皆様にも圧倒的シェアを誇る「BLUETRENDシリーズ」が、全く新しいシステム設計とデータベースエンジンを搭載。処理データの大容量化、高速化、可視化、そして共同編集への対応など、様々な新機能を装備した新次元のアプリケーションとして生まれ変わりました。



2010.7 NEW RELEASE

最新のリリース情報は、ホームページで。www.fukuicompu.co.jp

福井コンピュータ株式会社

鹿児島営業所 〒892-0846 鹿児島市加治屋町15-5鹿児島MKビル4F Tel.099-222-5011・Fax.099-222-5031

札幌・青森・盛岡・仙台・郡山・長野・新潟・埼玉・高崎・宇都宮・水戸・千葉・東京・立川・横浜・静岡・名古屋・岐阜・富山・福井・京都・大阪・神戸・阪和・岡山・広島・松山・高松・山口・福岡・大分・佐賀・熊本・宮崎・鹿児島・沖縄

土地家屋調査士システム“表”

～ 専用システムでもっと簡単に ～

好評発売中!

登記情報読取機能 読取したデータを元に簡単・スピーディーな書類作成を実現!

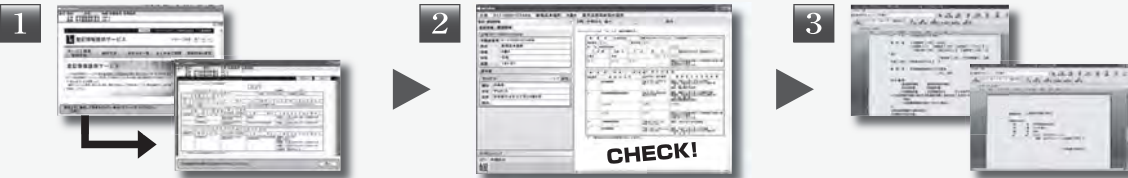
不動産登記情報読取機能

登記情報提供サービスで閲覧した登記情報を元に、不動産表題部情報と現在有効な所有者、権利者情報等を読取・解析し、データとして物件管理データベースに保管できます。登記簿の画像情報等も一緒に保管できます。

物件・関与者情報を元に事件書類作成

物件管理データベースに保管されている情報を元に事件書類の作成ができます。対象となる物件・所有者だけでなく、隣接地の物件・所有者情報も書類作成に利用できますので便利です。

登記情報読取開始!



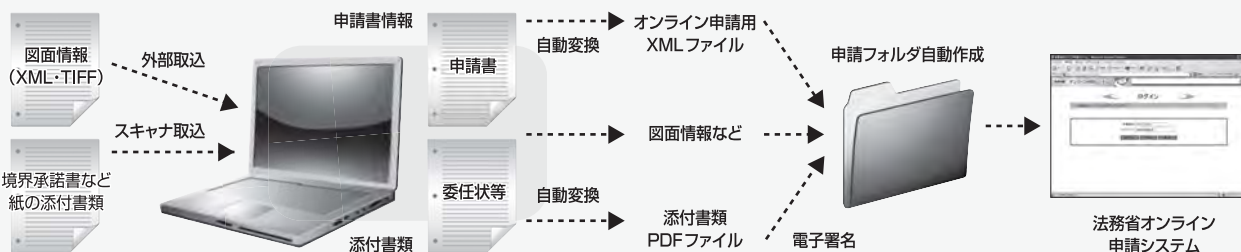
作成は簡単・楽々!

① 登記情報提供サービスに自動ログイン、“表”で入力した物件情報を元に自動的に閲覧画面へスピーディーに移行!

② 閲覧情報から物件・当事者を読取・解析!左に読取テキストデータ、右手に登記簿画像で照合・チェック。間違いを事前に防ぎます!

③ “表”の書類作成は、読み込んだデータを選択するだけで自動反映! 簡単、スピーディーに書類作成。

オンライン申請機能 “表”で入力したデータを利用してオンライン申請用のデータを作成。一度の入力で紙申請とオンライン申請に対応。



STEP:0

乙号オンライン請求対応

STEP:1

特例方式オンライン申請対応

STEP:2

不動産登記令 13 条併用オンライン申請対応

STEP:3

完全オンライン申請対応

「かいけつ!オンライン」楽得キャンペーン!

お一人でも多くの方のオンライン申請環境構築と維持に
お役に立てていただきたいという思いでキャンペーンを実施しております。
この機会に「かいけつ!オンライン」を是非お試しください。

Q 「かいけつ!オンライン」サービスとは?

A 法務省オンライン申請システムの環境構築、維持メンテナンスサービスです。

環境構築時に

ソフト変更時に

トラブル対応時に

平成23年
3月末日まで
無料

詳細はこちらから ▶ [かいけつオンライン](#) 検索 またはリーガルホームページへ → <http://www.legal.co.jp/>

※本サービスはWindows XP、Vista、7環境でのみご利用いただけます。半角英数字ユーザー名の新規登録が必要な場合は利用者ご自身で行っていただきます。一部法務省オンライン申請システムに関連するソフトウェアは利用者ご自身がダウンロードしてパソコンへ保管する必要があります。※本サービスをご利用いただくためにはインターネット接続環境が必要となります。※本サービスではプロキシサーバの設定は行いません。※本サービスでは日調連より取得する各種ソフトウェアの有無やセッティングの診断はいたしません。※本サービスを利用することにより、国土交通省など他の省庁・自治体のオンライン申請環境が必要とされるJRE等が法務省オンライン申請システム用に変更されますので、ご了承のうえご利用ください。

【開発元】



法律とコンピューター

株式会社リーガル

本社 〒791-2112 愛媛県伊予郡砥部町重光 248-3 TEL 089-957-0494

福岡営業所 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-5-19 サンライフ第3ビル 6F TEL 092-432-9078

<http://www.legal.co.jp/>

【販売店】

有限会社 シー・エス・ジー

〒892-0871 鹿児島市吉野町 10779 番 95

TEL : 099-246-3079 FAX : 099-244-6828

お問い合わせ窓口：伊藤



鹿児島市にて記念祝賀会



地家屋調査士制度制定60周年記念式典

日本土地家屋調査士会連合会



60 周年記念式典 横道議長



九州ブロック総会

発行所	鹿児島県土地家屋調査士会
編集者	広報委員会
所在地	鹿児島市鴨池新町1番3号 司調センタービル3階
電話	099-257-2833
FAX	099-256-4337